

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画  
(県管理区間)

(変更部分対比表)

令和7年3月

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月	利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月
<p data-bbox="546 376 703 408">利根川水系</p> <p data-bbox="376 472 875 504">中川・綾瀬川ブロック河川整備計画</p> <p data-bbox="535 536 707 568">（県管理区間）</p> <p data-bbox="580 600 663 632">（変更）</p> <p data-bbox="535 967 707 999">令和3年7月</p> <p data-bbox="465 1031 777 1062">（当初 平成18年4月）</p> <p data-bbox="546 1190 703 1222">埼玉県</p>	<p data-bbox="1498 376 1655 408">利根川水系</p> <p data-bbox="1328 472 1827 504">中川・綾瀬川ブロック河川整備計画</p> <p data-bbox="1487 536 1659 568">（県管理区間）</p> <p data-bbox="1532 600 1615 632">（変更）</p> <p data-bbox="1487 967 1659 999">令和7年3月</p> <p data-bbox="1417 1031 1729 1062">（当初 平成18年4月）</p> <p data-bbox="1498 1190 1655 1222">埼玉県</p>

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

ii

48時間雨量301.5mmを記録し、県内全域で内水浸水等により4,869棟の家屋浸水が発生した。

さらに、令和元年10月に発生した東日本台風では、県内全域の平均2日間雨量（令和元年10月11日～12日）が300mmを超える記録的な降雨となり、県管理河川では、57箇所において溢水・越水<sup>※</sup>し、2河川で堤防決壊に至った。県管理河川での、堤防決壊は、昭和57年台風第18号以来、37年ぶりのことであり、内水浸水等によるものを含めて、県内全域で約7,000棟を超える家屋の被害が発生した。

こうしたことを受け、洪水等による流域の社会情勢の変化、地域の意向、河川整備の進捗の見直し等を適切に反映できるよう、適宜、河川整備計画の内容について点検を行い、必要に応じて変更することとされていることから、県管理河川に係る全ての河川整備計画の点検を行い、河川整備のスピードアップを図るため、中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更することとした。

なかがわ あやせがわ  
中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の内容

これまで、埼玉県利根川水系における河川工事は、治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「利根川水系工事実施基本計画」一建設省（現国土交通省）一に基づき、河川ごとに所定の洪水を安全に流下させることを目的とした「河川改良工事全体計画」一埼玉県一を策定し、工事を実施してきた。

そして、平成9年の河川法の改正を受け策定を行う本計画は、これまでの治水、利水に加えて河川環境の整備と保全を取り入れ、河川の工事及び維持、管理の目標や実施に関する事項について示したものである。

また、本計画の対象とする期間は概ね30年であるため、実施する内容について細部まで定めることは困難である。そのため、最新の技術や知見、社会的状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方など、その方向性を大きく示していくものとした。

※溢水とは堤防がないところで川などの水があふれ出ることを指し、越水とは堤防があるところで川などの水があふれ出ることを指す。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

ii

雨量301.5mmを記録し、県内全域で内水浸水等により4,869棟の家屋浸水が発生した。

令和元年10月に発生した東日本台風では、県内全域の平均2日間雨量（令和元年10月11日～12日）が300mmを超える記録的な降雨となり、県管理河川では、57箇所において溢水・越水<sup>※</sup>し、2河川で堤防決壊に至った。県管理河川での、堤防決壊は、昭和57年台風第18号以来、37年ぶりのことであり、内水浸水等によるものを含めて、県内全域で約7,000棟を超える家屋の被害が発生した。

令和5年6月の大雨及び台風第2号では、越谷雨量観測所で、累計322mmの雨量を観測し、県南東部を中心に4,000件を超える甚大な内水被害が発生した。

また、令和6年7月には国土交通省が、「利根川水系河川整備基本方針」を変更し、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直している。

こうしたことを受け、洪水等による流域の社会情勢の変化、地域の意向、河川整備の進捗の見直し等を適切に反映できるよう、適宜、河川整備計画の内容について点検を行い、必要に応じて変更することとされていることから、県管理河川に係る全ての河川整備計画の点検を行い、河川整備のスピードアップを図るため、なかがわ あやせがわ中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更することとした。

なかがわ あやせがわ  
中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の内容

河川整備計画は、河川整備の具体的な計画的な実施の基本となるものであり、一連区間において河川整備の効果を発現させるために、中期的な実施・整備内容等を定めるものであり、また今回新たに位置付ける対策の整備に必要な期間等を踏まえ、なかがわ あやせがわ中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の対象とする期間は本変更計画策定後、概ね30年間とした。

その際、実施する内容について細部まで定めることは困難であるため、概ねの内容を定めるとともに、最新の技術や知見、社会状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方などについて、その方向性

※溢水とは堤防がないところで川などの水があふれ出ることを指し、越水とは堤防があるところで川などの水があふれ出ることを指す。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

iii

このような背景のもと、「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」では、治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や利根川水系全体の計画の一貫性を考慮し、基本的には従来の治水計画の流下能力を確保することとした。

利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。

河川環境の整備と保全に関する事項については、各河川が多様な河川環境を有していることを鑑み、河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や考え方をまとめることとした。

維持管理に関する事項については、河川管理施設や許可工作物に関して、良好な状態に保つよう維持又は修繕の方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については「河川維持管理計画」を別途作成することとした。また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するための取り組みの方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については、国・県・市町村を構成員とする「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定め、一体的・計画的に取り組んでいくこととした。

いずれにおいても、具体的な整備内容は工事に先立って検討することを基本とし、必要に応じた調査等を実施することによって、河川整備の実施に反映させていくこととした。

iii

を大きく示した内容とした。

中期的な計画であることを勘案し、「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」における、治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や利根川水系全体の計画の一貫性を考慮し、基本的には従来の治水計画の流下能力を確保することとした。

利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。

河川環境の整備と保全に関する事項については、各河川が多様な河川環境を有していることを鑑み、河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や考え方をまとめることとした。

維持管理に関する事項については、河川管理施設や許可工作物に関して、良好な状態に保つよう維持又は修繕の方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については「河川維持管理計画」を別途作成することとした。また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するための取り組みの方向性や考え方をまとめ、具体的な内容については、国・県・市町村を構成員とする「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」の取組方針等に定め、一体的・計画的に取り組んでいくこととした。

いずれにおいても、具体的な整備内容は工事に先立って検討することを基本とし、必要に応じた調査等を実施することによって、河川整備の実施に反映させていくこととした。

地形・地質

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の中川および星川あるいは大小の河川や用水路が流下しており、低地地形が広く発達している地域である。低地は全体の約8割以上を占め、流域の上流から下流まで広く分布している。台地は流域の中流部の西側と東側に分布している。



図1-2 埼玉県地形略図  
 (「彩の国の河川・知る知るマニュアル」、埼玉県地形略図(堀口萬吉)より作図されたもの)

中川・綾瀬川ブロックの

地質は、台地は新生代第四紀の火山灰の堆積した洪積層（関東ローム層）からなり、低地は新生代第四紀沖積世の東京湾の海進（海面上昇）により堆積した沖積層で形成されている。さらに、関東造盆地運動<sup>注1)</sup>と呼ばれる沈降運動と、それに洪水による堆積が繰り返され、軟弱な地盤が多い地域となっている。

近年においては、昭和30年代からの急激な人口増や工場集積により地下水利用が増大したため、南側の地域で地盤沈下の影響が生じ始めた。沈下地域は次第に拡大し、中川流域に沿って北東部地域まで北上していった。現在は、地下水の取水規制が行われ沈静化しつつある。

注1)「関東造盆地運動」

関東平野は、関東山地など周辺の隆起と関東平野が沈み込む、ふたつの地殻変動を受けながら形成されてきた。そのため、関東平野を構成する地層は平野の中心部に向かって傾いている。このような傾向は平野の地形の高度分布にもみられ、例えば台地の高度は大宮台地の北東部が最も低い。  
 現在も山地の隆起は続いており、険しい山嶺とV字谷が発達している一方で、羽生市や加須市付近の1,000年ほど前につくられた古墳がおよそ3m地下に埋設していることなど、周囲の隆起と中心部の相対的な沈降による盆状の地形をつくる運動(造盆地運動)が、今なお続いていると考えられている。

地形・地質

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の中川及び星川並びに大小の河川や用水路が流下しており、低地地形が広く発達している地域である。低地は全体の約8割以上を占め、流域の上流から下流まで広く分布している。台地は流域の中流部の西側と東側に分布している。



図1-2 埼玉県地形略図  
 (「彩の国の河川・知る知るマニュアル」、埼玉県地形略図(堀口萬吉)より作図されたもの)

中川・綾瀬川ブロックの

地質は、台地は新生代第四紀の火山灰の堆積した洪積層（関東ローム層）からなり、低地は新生代第四紀沖積世の東京湾の海進（海面上昇）により堆積した沖積層で形成されている。さらに、関東造盆地運動<sup>注1)</sup>と呼ばれる沈降運動と、洪水による堆積が繰り返され、軟弱な地盤が多い地域となっている。

近年においては、昭和30年代からの急激な人口増や工場集積により地下水利用が増大したため、南側の地域で地盤沈下の影響が生じ始めた。沈下地域は次第に拡大し、中川流域に沿って北東部地域まで北上していき、お盆の底のような地形が形成された。現在は、地下水の取水規制が行われ沈静化しつつある。

注1)「関東造盆地運動」

関東平野は、関東山地など周辺の隆起と関東平野が沈み込む、二つの地殻変動を受けながら形成されてきた。そのため、関東平野を構成する地層は平野の中心部に向かって傾いている。このような傾向は平野の地形の高度分布にもみられ、例えば台地の高度は大宮台地の北東部が最も低い。  
 現在も山地の隆起は続いており、険しい山嶺とV字谷が発達している一方で、羽生市や加須市付近の1,000年ほど前につくられた古墳がおよそ3m地下に埋設していることなど、周囲の隆起と中心部の相対的な沈降による盆状の地形をつくる運動(造盆地運動)が、今なお続いていると考えられている。

気候

中川・綾瀬川ブロックの気候は太平洋岸性気候に属し、冬は乾燥した『カラッ風』といわれる北西季節風が強く、晴天が続き降水量が少ない。また、夏は南東の卓越風があり、高温多湿で降水量が比較的多くなる特徴を持っている。

年間の平均気温は16℃前後であり、年間降水量は約1,100mmで全国平均値(約1,800mm)と比べ降水量は少なく、ブロック内の地域差も少ない。

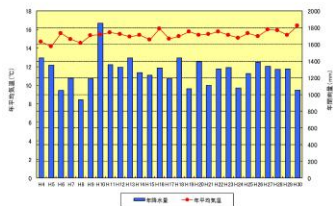


図 1-3 熊谷の気象  
 (「埼玉県統計年鑑」平成5年～令和元年度版のデータより作成)

気候

中川・綾瀬川ブロックの気候は太平洋岸性気候に属し、冬は乾燥した『カラッ風』といわれる北西季節風が強く、晴天が続き降水量が少ない。また、夏は南東の卓越風があり、高温多湿で降水量が比較的多くなる特徴を持っている。

年間の平均気温は16℃前後であり、年間降水量は約1,100mmで全国平均値(約1,800mm)と比べ降水量は少なく、ブロック内の地域差も少ない。

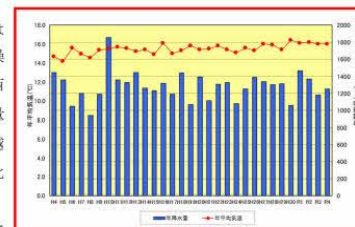


図 1-3 熊谷の気象  
 (「埼玉県統計年鑑」平成5年～令和4年度版のデータより作成)

交通

中川・綾瀬川ブロックの交通は、J R東北本線・高崎線・武蔵野線、東武野田線・伊勢崎線・日光線、秋父鉄道、埼玉高速鉄道などの鉄道、及び国道4号・16号・17号、東北自動車道、常磐自動車道、東京外環自動車道などの幹線道路が縦横に走り利便性が高く、また、つくばエクスプレス、東埼玉道路、首都圏中央連絡自動車道の整備により、さらに充実したものになりつつある。

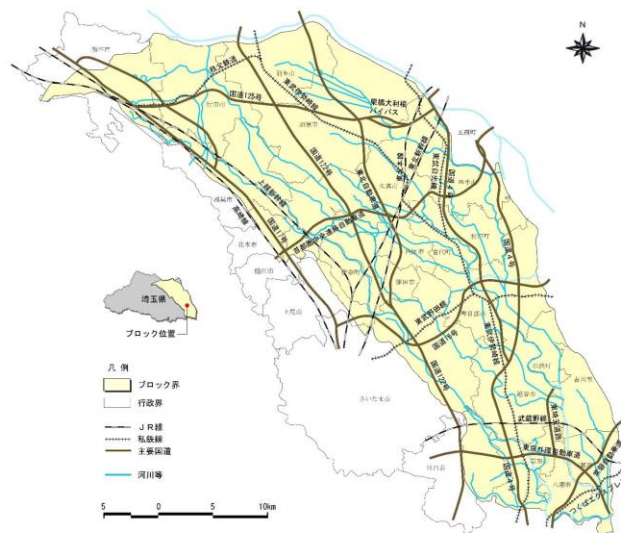


図1-4 中川・綾瀬川ブロックの交通状況

交通

中川・綾瀬川ブロックの交通は、J R東北本線・高崎線・武蔵野線、東武アーバンパークライン（野田線）・スカイツリーライン（伊勢崎線）・日光線、秋父鉄道、埼玉高速鉄道などの鉄道網、及び国道4号・16号・17号、東北自動車道、常磐自動車道、東京外環自動車道などの幹線道路が縦横に走り利便性が高く、また、つくばエクスプレス、東埼玉道路、首都圏中央連絡自動車道の整備により、さらに充実したものになりつつある。

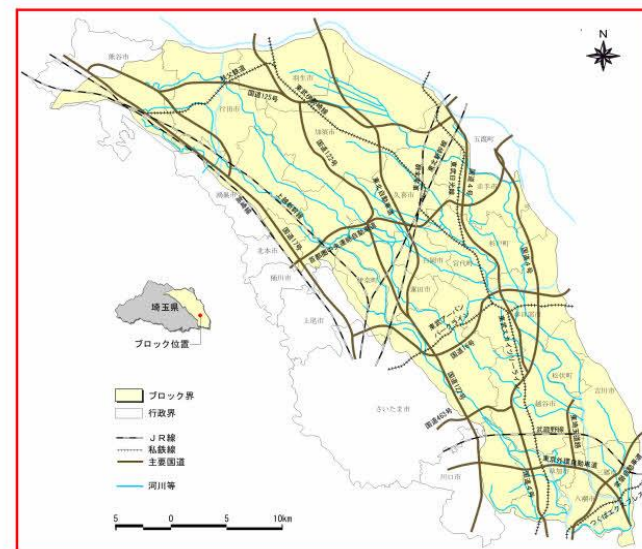


図1-4 中川・綾瀬川ブロックの交通状況

土地利用

昭和30年代以前は、流域の地盤の低い地域は主として水田として利用される一方で、人々は自然堤防や台地などの浸水の危険性が低い場所を居住地として利用する住み分けが行われていた。しかし、近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われてきた。開発が始まる昭和30年の土地利用は、市街地と農村型集落の合計が17%、水田が55%、畑が16%、森林・その他が12%であったのが、平成27年には市街地と農村型集落の合計が59%、水田が25%、畑が9%、森林・その他が7%となり、60年間で259km<sup>2</sup>の水田、65km<sup>2</sup>の畑、46km<sup>2</sup>の森林・その他が市街化された。今後も交通の利便性を生かして、首都圏の一翼を担う地域としての開発が予想される。

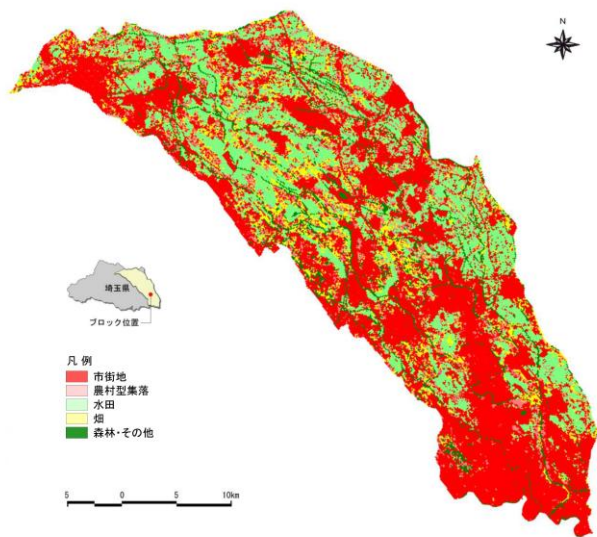


図1-5 中川・綾瀬川ブロックの土地利用状況（平成27年現在）

土地利用

昭和30年代以前は、流域の地盤の低い地域は主として水田として利用される一方で、人々は自然堤防や台地などの浸水の危険性が低い場所を居住地として利用する住み分けが行われていた。しかし、近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われてきた。開発が始まる昭和30年の土地利用は、市街地と農村型集落の合計が17%、水田が55%、畑が16%、森林・その他が12%であったのが、平成27年には市街地と農村型集落の合計が59%、水田が25%、畑が9%、森林・その他が7%となり、60年間で259km<sup>2</sup>の水田、65km<sup>2</sup>の畑、46km<sup>2</sup>の森林・その他が市街化された。今後も交通の利便性を生かして、首都圏の一翼を担う地域としての開発が予想される。

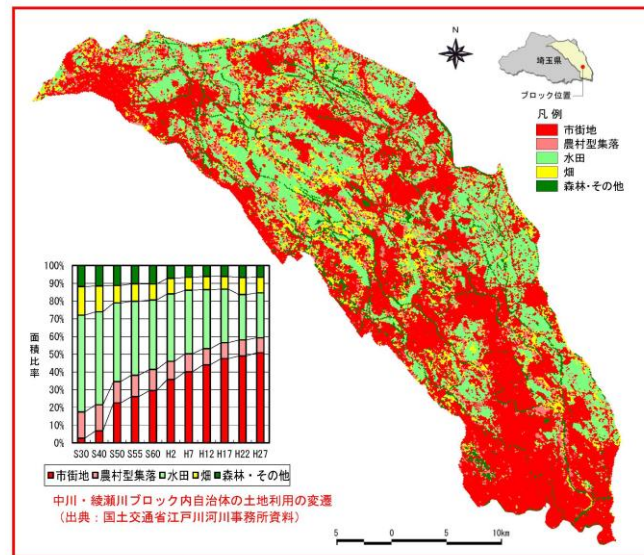


図1-5 中川・綾瀬川ブロックの土地利用状況（平成27年現在）と土地利用面積率の変遷



動植物

中川・綾瀬川ブロックは、かつては広大な低湿地や湖沼が分布しており、多くの動植物が生息・生育していた。しかし近年急速に開発が進んだことと、農地での除草剤等の使用により、ここに生息・生育していた多くの動植物が絶滅したり、生息・生育域を縮小したりしつつある。

現在の中川・綾瀬川ブロックにおける植物は、ケヤキ・スギなどの社寺林や屋敷林などからなる森林を始め、河畔や水路にはヤナギ群落、ヨシ群落などが生育している。特に、加須市浮野、久喜市宝泉寺沼、蓮田市黒浜沼、さいたま市岩槻区赤坂沼には、池沼湿地に生育するノウルシなどの貴重な植物が残りしており、羽生市三田ヶ谷宝蔵寺沼は、ムジナモ自生地として国の天然記念物に指定されている。また、元荒川や星川などの水辺には、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているキタミソウといった生育もみられる。

動物では、河川敷とその周辺にはホンドタヌキなど、農耕地周辺にはホンシュウジネズミなどが生息している。また、河川敷と流路には外来種マスカラットが生息している。

鳥類では、河川敷や湖沼の低湿地にはカモ類、サギ類などが生息しており、また、県民の鳥「シラコバト」は、「越ヶ谷のシラコバト」という名称で国の天然記念物にも指定されており、中川・綾瀬川ブロックを中心にみられる。

河道にはコイ、ギンブナ、ナマズなどが生息している。

また、元荒川源流部（熊谷市）には、環境省のレッドリスト<sup>11</sup>において絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨ<sup>12</sup>が生息しており、生息地の一部は埼玉県天然記念物に指定されている。



ムサシトミヨ

昆虫類では、ベニイトトンボなどが古い湖沼に、オオモノサシトンボが抽水植物が発達した限られた沿川池沼に生息しているなど、多くの貴重な種類がみられる。また、古利根川沿いなどに、河畔砂丘が点在

動植物

中川・綾瀬川ブロックは、かつては広大な低湿地や湖沼が分布しており、多くの動植物が生息・生育していた。しかし近年急速に開発が進んだことと、農地での除草剤等の使用により、ここに生息・生育していた多くの動植物が絶滅したり、生息・生育域を縮小したりしつつある。

現在の中川・綾瀬川ブロックにおける植物は、ケヤキ・スギなどの社寺林や屋敷林などからなる森林を始め、河畔や水路にはヤナギ群落、ヨシ群落などがみられる。特に、加須市浮野、久喜市宝泉寺沼、蓮田市黒浜沼、さいたま市岩槻区赤坂沼には、沼、池、湿地に生育するノウルシなどの貴重な植物が残っており、羽生市三田ヶ谷宝蔵寺沼は、ムジナモ自生地として国の天然記念物に指定されている。また、元荒川や星川などの水辺には、環境省のレッドリスト<sup>11</sup>において絶滅危惧種に選定されているキタミソウといった生育もみられる。

動物では、河川敷とその周辺にはホンドタヌキなど、農耕地周辺にはホンシュウジネズミなどが生息している。また、河川敷と流路には外来種マスカラットが生息している。

鳥類では、河川敷や湖沼の低湿地にはカモ類、サギ類などが生息しており、また、県民の鳥「シラコバト」は、「越ヶ谷のシラコバト」という名称で国の天然記念物にも指定されており、中川・綾瀬川ブロックを中心にみられる。

河道にはコイ、ギンブナ、ナマズなどが生息している。

また、元荒川源流部（熊谷市）には、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨ<sup>12</sup>が生息しており、生息地の一部は埼玉県天然記念物に指定されている。



ムサシトミヨ

昆虫類では、ベニイトトンボなどが古い湖沼に、オオモノサシトンボが抽水植物が発達した限られた沿川池沼に生息しているなど、多くの貴重な種類がみられる。また、古利根川沿いなどに、河畔砂丘が点在

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

しており、県内最大規模である加須市志多見の河畔砂丘の砂地には、ニッポンハナダカバチなどの希少種が確認されている。更に、水辺のハンノキ林には県の蝶であるミドリシジミも生息している。

注1) レッドリスト

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成しています。（出典：環境省）  
 （参考）埼玉県レッドデータブックとは、県内で絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状を解説したものです。

注2) ムサントミヨ：

トゲウオ科の淡水魚で、世界で熊谷市の元荒川源流部にのみ生息し、雄が巣を作ることで知られる。埼玉県誕生120年を記念して平成3年に県の魚に指定された。同年、環境省のレッドリストに「絶滅危惧種」として掲載され、平成12年に「埼玉県希少野生動物種の保護に関する条例」による希少動物種に指定されている。

また、源流部約400m間の生息地が県の天然記念物に地域指定されている。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

しており、県内最大規模である加須市志多見の河畔砂丘の砂地には、ニッポンハナダカバチなどの希少種が確認されている。更に、水辺のハンノキ林には県の蝶であるミドリシジミも生息している。また、他流域で激減しているアサマイチモンジが、中川・綾瀬川流域では生息している。

注1) レッドリスト

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成（出典：環境省）  
 （参考）埼玉県レッドデータブックとは、県内で絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状を解説したものです。

注2) ムサントミヨ：

トゲウオ科の淡水魚で、世界で熊谷市の元荒川源流部にのみ生息し、雄が巣を作ることで知られる。埼玉県誕生120年を記念して平成3年に県の魚に指定された。同年、環境省のレッドリストに「絶滅危惧種」として掲載され、平成12年に「埼玉県希少野生動物種の保護に関する条例」による県内希少野生動物種に指定されている。

また、源流部約400m間の生息地が県の天然記念物に地域指定されている。

歴史・文化など

中川・綾瀬川ブロックの元荒川上流域には、埼玉古墳群とよばれる5世紀後半から7世紀初頭の大規模な古墳が存在している。また、645年大化の改新以後、奈良時代から平安時代にかけて行われた条里制の跡が行田市付近にある。この利根川と荒川に挟まれた北武蔵野の地は、埼玉県の古代文化の中心地で、最も古くから開発が進んでいた。12世紀から13世紀にかけては、武蔵七党と呼ばれた武士団の流れをくむ、横山党、私市党、野与党などがこの地域に勢力を伸ばし、流域の開発が進められた。

1333年に鎌倉幕府が倒れて

からは、新田氏と足利氏の抗争や、関東管領上杉氏と古河公方足利氏の対立を経て、16世紀に後北条氏が支配するようになった。この間、岩槻、忍（行田市）などの城下町も起こり、熊谷の木綿なども盛んになり、鳩谷、粕壁（春日部市）などの市も開かれた。



埼玉古墳群

1603年の江戸幕府成立後、流域は天領、藩領、旗本領に細かく分割され、岩槻と忍に譜代大名が配置された。

そして、利根川の東遷<sup>注1</sup>工事、荒川の瀬替え<sup>注2</sup>工事により、利根川・渡良瀬川・荒川が乱流する池沼の多い中川流域の低湿地帯の開発が可能になった。

まず、関東流<sup>注3</sup>と呼ばれる工法により新田開発のための用排水路の整備が行われ、その後、見沼代水路、葛西用水路等の用排水機構の整備、及び低湿地であった流域内の多数の池沼群の干拓による開発が紀州流<sup>注4</sup>により行なわれた。このようにして、現在の利根川水系の原形が作られ、開発が盛んに進んだ。

日光街道、日光御成街道沿いには草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋・鳩ヶ谷・大門・岩槻などの宿場町も発展し、中川・古利根川・元荒川・綾瀬川沿いには河岸が栄えた。

歴史・文化など

中川・綾瀬川ブロックの元荒川上流域には、埼玉古墳群とよばれる5世紀後半から7世紀前半の大規模な古墳群が存在している。また、645年乙巳の変以後、奈良時代から平安時代にかけて行われた条里の跡が行田市付近にある。この利根川と荒川に挟まれた地は、埼玉県の古代文化の中心地で、古くから開発が進んでいた。12世紀から13世紀にかけては、武蔵七党と呼ばれた武士団の流れをくむ、横山党、私市党、野与党などがこの地域に勢力を伸ばし、流域の開発が進められた。

1333年に鎌倉幕府が倒れて

からは、新田氏と足利氏の抗争や、関東管領上杉氏と古河公方足利氏の対立を経て、16世紀に後北条氏が支配するようになった。この間、岩槻、忍（行田市）などの城下町も起こり、熊谷の木綿なども盛んになり、鳩ヶ谷、粕壁（春日部市）などの市も開かれた。



埼玉古墳群

1603年の江戸幕府成立後、流域は天領、藩領、旗本領に細かく分割され、岩槻と忍に譜代大名が配置された。

そして、利根川の東遷<sup>注1</sup>工事、荒川の瀬替え<sup>注2</sup>工事により、利根川・渡良瀬川・荒川が乱流する池沼の多い中川流域の低湿地帯の開発が可能になった。

まず、関東流<sup>注3</sup>と呼ばれる工法により新田開発のための用排水路の整備が行われ、その後、見沼代水路、葛西用水路等の用排水機構の整備、及び低湿地であった流域内の多数の池沼群の干拓による開発が紀州流<sup>注4</sup>により行なわれた。このようにして、現在の利根川水系の原形が作られ、開発が盛んに進んだ。

日光街道、日光御成街道沿いには草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋・鳩ヶ谷・大門・岩槻などの宿場町も発展し、中川・古利根川・元荒川・綾瀬川沿

1.2 ブロックの現状と課題

1.2.1 過去の洪水と治水の現状

ブロック西部に位置する綾瀬川では、昭和54年10月台風20号、昭和61年8月台風10号及び平成3年9月台風18号などにより、幾度も甚大な浸水被害（表1-1）が発生したため、再度災害を防止するための集中的な整備事業である、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）を3度実施している。また、中川の支川である新方川でも、昭和57年9月台風18号及び昭和61年8月台風10号の被害により、過去2度の激特事業を実施している。



図1-7 中川・綾瀬川ブロックの河川整備状況（令和元年度末）

1.2 ブロックの現状と課題

1.2.1 過去の洪水と治水の現状

ブロック西部に位置する綾瀬川では、昭和54年10月台風20号、昭和61年8月台風10号及び平成3年9月台風18号などにより、幾度も甚大な浸水被害（表1-1）が発生したため、再度災害を防止するための集中的な整備事業である、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）を3度実施している。また、中川の支川である新方川でも、昭和57年9月台風18号及び昭和61年8月台風10号の被害により、過去2度の激特事業を実施している。

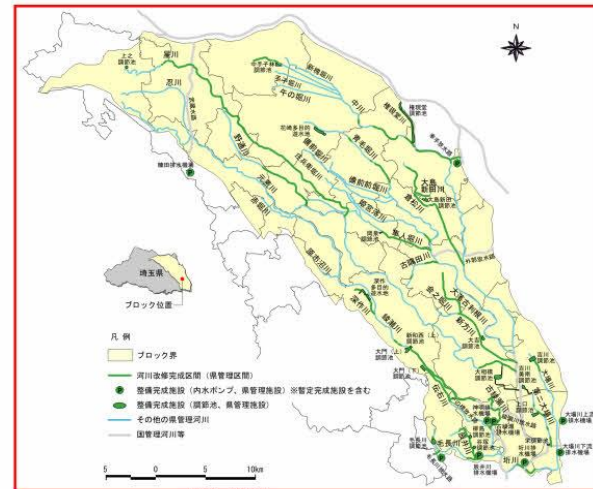


図1-7 中川・綾瀬川ブロックの河川整備状況（令和5年度末）

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

平成7年には、国、東京都管理区間において、三郷排水機場（200m<sup>3</sup>/s）と綾瀬排水機場（100m<sup>3</sup>/s）が、平成10年には八潮排水機場（100m<sup>3</sup>/s）が完成し、埼玉県管理区間においても、平成11年に中川上流排水機場（50m<sup>3</sup>/s）、平成13年に辰井川排水機場（10m<sup>3</sup>/s）及び大場川上流排水機場（40m<sup>3</sup>/s）が完成した。また、国において、平成14年には首都圏外郭放水路が江戸川～倉松川間で試験通水を開始し（ポンプ：100m<sup>3</sup>/s 暫定完成）、平成18年には大落古利根川まで延伸し、200m<sup>3</sup>/sのポンプ規模で完成した。

表1-1 中川・綾瀬川ブロックにおける被害状況

	中川・綾瀬川流域 平均雨量		浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)			備考
	48時間最大 (mm/48hr)	時間最大 (mm/r)		床上浸水	床下浸水		
					計		
昭和33年9月	266.9	28.7	27,840.0	11,563	29,981	41,544	
昭和54年10月	100.1	15.3	524.2	1,168	8,349	9,517	綾瀬川・伝右川激特採択洪水
昭和56年10月	143.3	26.3	2,354.1	3,797	30,021	33,818	伝右川・辰井川激特採択洪水
昭和57年9月	195.5	23.5	5,075.7	6,729	22,728	29,457	新方川激特採択洪水
昭和61年8月	200.3	32.3	2,115.9	4,618	12,256	16,874	綾瀬川・新方川激特採択洪水
平成3年9月	184.3	17.1	2,493.5	4,172	13,774	17,946	綾瀬川・辰井川激特採択洪水
平成8年9月	168.7	18.4	1,111.0	162	2,731	2,893	
平成10年8月	135.7	17.3	0.8	0	88	88	
平成10年9月	132.3	23.0	60.0	18	223	241	
平成11年8月	174.0	18.1	153.5	53	653	706	
平成12年7月	163.4	25.7	194.6	109	971	1,080	
平成13年9月	130.5	15.4	0.5	4	11	15	
平成14年7月	143.4	17.0	23.9	3	82	85	
平成16年10月	200.1	18.4	416.0	111	756	867	台風22号
平成16年10月	162.4	21.1	7.2	26	257	283	台風23号
平成18年12月	170.2	16.0	52.2	27	184	211	
平成20年8月	135.0	22.4	149.7	154	1,892	2,046	
平成21年8月	69.9	21.8	89.4	9	46	55	
平成21年10月	121.8	30.4	38.1	85	557	642	
平成25年10月	180.9	28.3	47.1	349	1,380	1,729	
平成26年6月	200.7	10.9	0.0	1	0	1	
平成27年9月	228.7	18.0	1,040.4	877	3,960	4,837	
平成28年8月	111.5	24.3	18.7	3	53	56	
平成29年10月	193.5	18.3	26.7	13	170	183	台風21号
令和元年10月	216.4	22.8	6,029.0	1,161	1,587	2,748	台風19号

出典) 流域平均雨量：「江戸川河川事務所提供資料」より。  
 浸水面積、浸水戸数：「水害統計」より。  
 ただし、昭和33年9月洪水の数値は「中川・綾瀬川流域浸水実績図集」より  
 また、令和元年10月の浸水面積、浸水戸数については埼玉県資料より

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

平成7年には、国、東京都管理区間において、三郷排水機場（200m<sup>3</sup>/s）と綾瀬排水機場（100m<sup>3</sup>/s）が、平成10年には八潮排水機場（100m<sup>3</sup>/s）が完成し、埼玉県管理区間においても、平成11年に中川上流排水機場（50m<sup>3</sup>/s）、平成13年に辰井川排水機場（10m<sup>3</sup>/s）及び大場川上流排水機場（40m<sup>3</sup>/s）が完成した。また、国において、平成14年には首都圏外郭放水路が江戸川～倉松川間で試験通水を開始し（ポンプ：100m<sup>3</sup>/s 暫定完成）、平成18年には大落古利根川まで延伸し、200m<sup>3</sup>/sのポンプ規模で完成した。

表1-1 中川・綾瀬川ブロックにおける被害状況

	中川・綾瀬川流域 平均雨量		浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)			備考
	48時間最大 (mm/48hr)	時間最大 (mm/r)		床上浸水	床下浸水		
					計		
昭和33年9月	266.9	28.7	27,840.0	11,563	29,981	41,544	
昭和54年10月	100.1	15.3	524.2	1,168	8,349	9,517	綾瀬川・伝右川激特採択洪水
昭和56年10月	143.3	26.3	2,354.1	3,797	30,021	33,818	伝右川・辰井川激特採択洪水
昭和57年9月	195.5	23.5	5,075.7	6,729	22,728	29,457	新方川激特採択洪水
昭和61年8月	200.3	32.3	2,115.9	4,618	12,256	16,874	綾瀬川・新方川激特採択洪水
平成3年9月	184.3	17.1	2,493.5	4,172	13,774	17,946	綾瀬川・辰井川激特採択洪水
平成8年9月	168.7	18.4	1,111.0	162	2,731	2,893	
平成10年8月	135.7	17.3	0.8	0	88	88	
平成10年9月	132.3	23.0	60.0	18	223	241	
平成11年8月	174.0	18.1	153.5	53	653	706	
平成12年7月	163.4	25.7	194.6	109	971	1,080	
平成13年9月	130.5	15.4	0.5	4	11	15	
平成14年7月	143.4	17.0	23.9	3	82	85	
平成16年10月	200.1	18.4	416.0	111	756	867	台風22号
平成16年10月	162.4	21.1	7.2	26	257	283	台風23号
平成18年12月	170.2	16.0	52.2	27	184	211	
平成20年8月	135.0	22.4	149.7	154	1,892	2,046	
平成21年8月	69.9	21.8	89.4	9	46	55	
平成21年10月	121.8	30.4	38.1	85	557	642	
平成25年10月	180.9	28.3	47.1	349	1,380	1,729	
平成26年6月	200.7	10.9	0.0	1	0	1	
平成27年9月	228.7	18.0	1,040.4	877	3,960	4,837	
平成28年8月	111.5	24.3	18.7	3	53	56	
平成29年10月	193.5	18.3	26.7	13	170	183	台風21号
令和元年10月	216.4	22.8	6,029.0	1,161	1,587	2,748	台風19号
令和5年6月	182.0	-	76.0	167	800	967	台風第2号
				758	3,146	3,904	

出典) 流域平均雨量：「江戸川河川事務所提供資料」より。  
 浸水面積、浸水戸数：「水害統計」より。  
 ただし、昭和33年9月洪水の数値は「中川・綾瀬川流域浸水実績図集」より  
 また、令和5年6月の浸水面積、浸水戸数については埼玉県資料より

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

平成27年9月には、平成27年9月関東・東北豪雨により、甚大な浸水被害が発生した。そのため、平成28年に新方川で、浸水被害緊急対策事業を実施し、平成29年5月に完了した。



H27.9 浸水被害（越谷市・せんげん台駅前）

平成28年3月には、武蔵水路改築事業が完成し、元荒川流域内の河川から計50m<sup>3</sup>/sの洪水を取り込むことが可能となった。

令和元年10月には、東日本台風による降雨により、中川・綾瀬川流域では7河川で溢水・越水による浸水被害が発生した。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

平成27年9月には、平成27年9月関東・東北豪雨により、甚大な浸水被害が発生した。そのため、平成28年に新方川で、浸水被害緊急対策事業を実施し、平成29年5月に完了した。



H27.9 浸水被害（越谷市・せんげん台駅前）

平成28年3月には、武蔵水路改築事業が完成し、元荒川流域内の河川から計50m<sup>3</sup>/sの洪水を取り込むことが可能となった。

令和元年10月には、東日本台風による降雨により、中川・綾瀬川流域では7河川で溢水・越水による浸水被害が発生した。

令和5年6月には、大雨及び台風第2号の影響で、主に新方川流域を中心に甚大な浸水被害（内水）が発生した。

## 1.2.2 治水の課題

中川・綾瀬川ブロック内の河川は、大河川の旧流路を除く大半の河川が、元々灌漑排水のために人工的に開削した農業用の用排水路であり、川幅が狭い上に流域が一樣に平坦なことから、河道の流下能力は極めて小さく、治水上の課題となっている。また、下流部は市街化が進行しているため、川幅を大幅に広げることが困難である。そのため、治水方策としては河道の整備とともに、必要に応じ流域外の荒川や江戸川に排水をしたり、河川に調節池を設けて洪水流量の低減を図っていく必要がある。

また、昭和30年代からの高度経済成長に伴って人口が都市に集中し、都市が無秩序に拡大するいわゆるスプロール化<sup>注1)</sup>が進み、開発に伴う流出量の増大や、従来有していた保水・遊水機能が減少したことにより、昭和55年に総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策<sup>注2)</sup>を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めていく必要がある。

さらに、新たな開発によって地面がコンクリートやアスファルト等に覆われることにより、流域が従来持っていた保水・遊水機能が失われている。その結果、雨水は川へと一気に流れ込み、それまで安全であった地域にまで浸水が及ぶこととなる。これを防ぐために、河川への流出を少なくするよう雨水貯留施設や浸透施設を設置する必要があり、各自治体において、流出抑制対策に伴う調整池や雨水浸透施設の設置を指導していく必要がある。

同様に、既に開発されている地域についても、公園、学校、公民館等の公共施設の敷地を利用し、各自治体が流出抑制対策を実施していく必要がある。

加えて、ブロック内20市4町で洪水ハザードマップが公表されており、広報・PR活動を行う事による、洪水被害の軽減を目的としたソフト対策が行われており、引き続き、想定し得る最大規模の降雨での洪水浸水想定区域に基づき、水害危険性の周知促進に向けた取り組みを進めていく必要がある。

このような総合的な治水対策<sup>注2)</sup>について、今後も、早期に治水安全度を向上させるため、地域住民や関係機関が協力し、流域と河川が一体となって進めていく必要がある。

注1) 市街化の急激な進行で市街地が不規則に郊外に広がっていくこと。

## 1.2.2 治水の課題

中川・綾瀬川ブロック内の河川は、大河川の旧流路を除く大半の河川が、元々かんがい排水のために人工的に開削した農業用の用排水路であり、川幅が狭い上に流域が一樣に平坦なことから、河道の流下能力は極めて小さく、治水上の課題となっている。また、下流部は市街化が進行しているため、川幅を大幅に広げることが困難である。そのため、治水方策としては河道の整備とともに、必要に応じ流域外の荒川や江戸川に排水をしたり、河川に調節池を設けて洪水流量の低減を図っていく必要がある。

また、昭和30年代からの高度経済成長に伴って人口が都市に集中し、都市が無秩序に拡大するいわゆるスプロール化<sup>注1)</sup>が進み、開発に伴う流出量の増大や、従来有していた保水・遊水機能が減少したことにより、昭和55年に総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策<sup>注2)</sup>を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めていく必要がある。

さらに、新たな開発によって地面がコンクリートやアスファルト等に覆われることにより、流域が従来持っていた保水・遊水機能が失われている。その結果、雨水は川へと一気に流れ込み、それまで安全であった地域にまで浸水が及ぶこととなる。これを防ぐために、河川への流出を少なくするよう雨水貯留施設や浸透施設を設置する必要があり、新規開発に対し、昭和43年からの行政指導において、また平成18年10月に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を施行し、1ヘクタール以上の開発行為等に対する許可制により、雨水流出抑制施設等の設置を推進している。また、市町においても、条例・要綱等により1ヘクタール未満の開発行為等に対し対策を進めている。

同様に、既に開発されている地域についても、公園、学校、公民館等の公共施設の敷地を利用し、各自治体が流出抑制対策を実施していく必要がある。

加えて、ブロック内20市4町で洪水ハザードマップが公表されており、広報・PR活動を行う事による、洪水被害の軽減を目的としたソフト対策が行われており、引き続き、想定し得る最大規模の降雨での洪水浸水想定区域に基づき、水害危険性の周知促進に向けた取り組みを進めていく必要がある。

注1) 市街化の急激な進行で市街地が不規則に郊外に広がっていくこと。

一方で、国では、気候変動の影響等に伴い、全国的に激甚化・頻発化する水災害に対応するため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指し、従来までの河川・下水道管理者等による治水に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を目指すとしている。

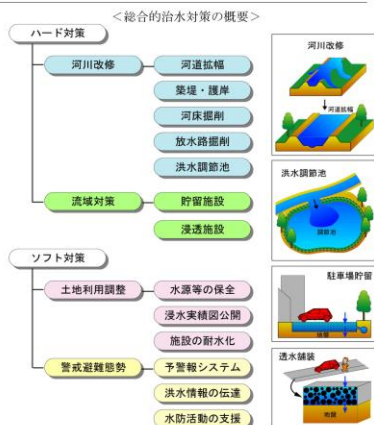
本県においても、今後の治水対策としては、気候変動の進行に伴う豪雨の激甚化・頻発化により、毎年のように大洪水が起きることを前提に、ハード対策とソフト対策の両面から備えを進めていくことが必要である。

このため、中川・綾瀬川流域全体を見据えた「流域治水」として、

- ・氾濫をできるだけ防ぐ対策
- ・被害対象を減少させるための対策
- ・被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

を総合的かつ多層的に実施することで、国や市町村、地域住民等とともに、流域における浸水被害軽減を図っていく必要がある。

注2)「総合的な治水対策」  
河川改修による治水施設の整備だけでなく、流域が従来持っていた保水・遊水機能の回復を図るため、貯留・浸透施設の設置などによる雨水の流出抑制対策や、被災時には被害を最小限に抑えるための対策を総合的な治水対策と呼んでいる。



このような総合的な治水対策<sup>注2)</sup>について、今後も、早期に治水安全度を向上させるため、地域住民や関係機関が協力し、流域と河川が一体となって進めていく必要がある。

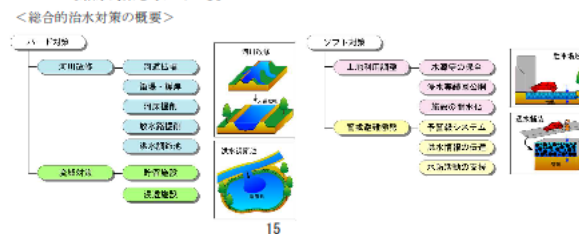
さらに、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害に対し、堤防の整備などの河川整備をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働する「流域治水」の考えが示された。

これを受け、「中川・綾瀬川流域治水協議会」が令和2年8月に設置され、都市化の進む流域において総合的な治水対策を一層推進し、浸水被害を軽減させることを目指し「中川・綾瀬川流域治水プロジェクト」が令和3年8月に公表された。また、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるため令和6年3月に「流域治水プロジェクト2.0」に更新した。

また、令和5年6月の大雨及び台風第2号により県下流部（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）において、甚大な内水被害が発生したことから、同年9月に「中川・綾瀬川流域治水協議会」に「緊急流域治水部会」を設置し、国・県・関係6市1町が連携し「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」を令和6年4月に公表した。

さらに流域治水の本格的な実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、同年3月29日に本河川整備計画の対象とする全35河川を含む利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川（東京都、茨城県含む）が特定都市河川に指定された。本河川整備計画と整合を図り策定を予定している「中川・綾瀬川流域水害対策計画」に基づき、河川事業の加速化を図るとともに、法的枠組みを活用した雨水貯留浸透施設の整備、また農業用水路の活用や「田んぼダム」の取組等により、流域治水をより強力に推進していく。

注2)「総合的な治水対策」河川改修による治水施設の整備だけでなく、流域が従来持っていた保水・遊水機能の回復を図るため、貯留・浸透施設の設置などによる雨水の流出抑制対策や、被災時には被害を最小限に抑えるための対策を総合的な治水対策と呼んでいる。







1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

①利水

中川・綾瀬川ブロックの河川では、利根川、荒川、江戸川から取水され、農業用水路を通じ水田を潤したのち、排水路に現れる還元水が主な水源となっている。

主な農業用水は、利根大堰から取水されている見沼代用水と葛西用水である。

見沼代用水は星川の一部区間を兼用しながら流れ、八間堰を経て瓦葺分水工で東西幹線水路に分かれ、かんがいの後、綾瀬川、芝川に還元する。また十六間堰においては元荒川に注水し、自流と併せて末田須賀堰で堰上げし利用している。

葛西用水は埼玉用水路を経て羽生地先で分水し、加須市、久喜市を経て杉戸町境の琵琶溜分水工で古利根川に注水し、自流と併せて古利根堰や瓦葺根堰で堰上げし利用している。

中川では国の管理区間に上水道用水 6.306 $\text{m}^3/\text{s}$ （暫定水利権）、工業用水 1.910 $\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水 1.278 $\text{m}^3/\text{s}$ 、計 9.494 $\text{m}^3/\text{s}$  の水利権が設定されている。

また、国の管理区間を除く中川・綾瀬川ブロックの各河川には、農業用水の水利権約 104.53 $\text{m}^3/\text{s}$ （慣行水利権 15.45 $\text{m}^3/\text{s}$ 、許可水利権 89.98 $\text{m}^3/\text{s}$ ）が設定されている。

このように、中川、綾瀬川ブロック河川は、山地などの自己水源に乏しく、農業用水の還元水が重要なウエイトを占めている。そのため、非かんがい期には流量が激減するため、河川環境の悪化が著しい。

今後も、土地利用の変化に対応した水利利用の調整と非かんがい期の通水等によって河川環境の改善を図っていく。



元荒川 末田須賀堰（さいたま市岩槻区）

1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

①利水

中川・綾瀬川ブロックの河川では、利根川、荒川、江戸川から取水され、農業用水路を通じ水田を潤したのち、排水路に現れる還元水が主な水源となっている。

主な農業用水は、利根大堰から取水されている見沼代用水と葛西用水である。

見沼代用水は星川の一部区間を兼用しながら流れ、八間堰を経て瓦葺分水工で東西幹線水路に分かれ、かんがいの後、綾瀬川、芝川に還元する。また、十六間堰においては元荒川に注水し、自流と併せて末田須賀堰で堰上げし利用している。

葛西用水は埼玉用水路を経て羽生地先で分水し、加須市、久喜市を経て杉戸町境の琵琶溜分水工で古利根川に注水し、自流と併せて古利根堰や瓦葺根堰で堰上げし利用している。

中川では国の管理区間に上水道用水 6.790 $\text{m}^3/\text{s}$ （暫定水利権）、工業用水 1.910 $\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水 1.278 $\text{m}^3/\text{s}$ 、計 9.978 $\text{m}^3/\text{s}$  の水利権が設定されている。

また、国の管理区間を除く中川・綾瀬川ブロックの各河川には、農業用水の水利権約 75.86 $\text{m}^3/\text{s}$ （慣行水利権 15.45 $\text{m}^3/\text{s}$ 、許可水利権 60.41 $\text{m}^3/\text{s}$ ）が設定されている。

このように、中川、綾瀬川ブロック河川は、山地などの自己水源に乏しく、農業用水の還元水が重要なウエイトを占めている。そのため、非かんがい期には流量が激減するため、河川環境の悪化が著しい。

今後も、土地利用の変化に対応した水利利用の調整と非かんがい期の通水等によって河川環境の改善を図っていく。



元荒川 末田須賀堰（さいたま市岩槻区）

②河川環境

中川・綾瀬川ブロックの河川は、流域の地形の大半が低平地となっているため、河川勾配は緩く、大半の区間では大規模な砂州は形成されず、顕著な瀬や淵は見られない。

また、農業用の排水路として開削された河川が多いので、これらの河川は広々とした豊かな自然に恵まれた田園の中を流下している。

もともとは、低湿地帯であったこの地も長い歴史の中で多くの池沼群の干拓が行われ、近年では都市化の進展



元荒川の河畔林（さいたま市岩槻区）

に伴う宅地化等により、生物にとって重要な生育・生息環境となる低湿地帯としての機能は失われつつあり、上中流の水際には、動物の生息に重要な環境条件となるヤナギ林、竹林などの河畔林やオギ、ヨシなどの群落が見られる。

このような変化の中で、かつてはこの地に生息した魚類のミヤコタナゴやゼニタナゴ、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ等が絶滅し、姿を消している。

現在、魚類では、コイ、ギンブナ、モツゴ、ニゴイなどのコイ科、スズキ、ボラ、トウヨシノボリなどのハゼ科、そのほかドジョウ、メダカ、ナマズなどが確認されている。また、近年、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種も多く確認されるようになり、生態系への影響が懸念される。

しかしながら、現在でも貴重種であるムサシトミヨやメダカ等の魚類やオオモノサシトンボ等の昆虫類が確認されている。

中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査では、多くの生物が生息できる河川にしてほしいという要望が強いため、関係機関とも連携しながら、過去からの変遷を考慮し、河川環境の維持・保全に努めていく必要がある。

②河川環境

中川・綾瀬川ブロックの河川は、流域の地形の大半が低平地となっているため、河川勾配は緩く、大半の区間では大規模な砂州は形成されず、顕著な瀬や淵は見られない。

また、農業用の排水路として開削された河川が多いので、これらの河川は広々とした豊かな自然に恵まれた田園の中を流下している。

もともとは、低湿地帯であったこの地も長い歴史の中で多くの沼や池の干拓が行われ、近年では都市化の進展



元荒川の河畔林（さいたま市岩槻区）

に伴う宅地化等により、生物にとって重要な生息・生育・繁殖環境となる低湿地帯としての機能は失われつつあり、上中流の水際には、動物の生息に重要な環境条件となるヤナギ林、竹林などの河畔林やオギ、ヨシなどの群落が見られる。

このような変化の中で、かつてはこの地に生息した魚類のミヤコタナゴやゼニタナゴ、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ等が絶滅し、姿を消している。

現在、魚類では、コイ、ギンブナ、モツゴ、ニゴイなどのコイ科、スズキ、ボラ、トウヨシノボリなどのハゼ科、そのほかドジョウ、メダカ、ナマズなどが確認されている。また、近年、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種も多く確認されるようになり、生態系への影響が懸念される。

しかしながら、現在でも希少種であるムサシトミヨやメダカ等の魚類やオオモノサシトンボ等の昆虫類が確認されている。

中川・綾瀬川ブロック内の住民を対象（無作為抽出）に平成13年に実施した河川に関するアンケート調査では、多くの生物が生息できる河川にしてほしいという要望が強いため、関係機関とも連携しながら、過去からの変遷を考慮し、河川環境の維持・保全に努めていく必要がある。

③流況

中川・綾瀬川ブロックの平常時流量の多くは、利根大堰などから取水された農業用水の落水により構成されているため、灌漑期の流量は豊富であるが、非灌漑期の流量は極めて少ない。

綾瀬川、伝右川、毛長川には、水質改善及び水量回復を目的とした、綾瀬川・芝川等浄化導水事業（荒川導水）を実施している。

中川・綾瀬川ブロックの流況は不安定な要素はあるが、関係機関と協力して水環境機能の維持に努めていく必要がある。

④水質

中川・綾瀬川ブロックの環境基準<sup>1)</sup>は、すべてC類型（BOD5mg/l）と指定されており、BODの環境基準適合割合<sup>2)</sup>は、中川水域では長期的には50%前後の横ばい状態であるが、1996年以降60%以上となっており、その後も改善を続け、2017年の適合率は92%に達している。また、綾瀬川水域は30%前後と低く推移していたが、1996年以後急速に改善し、2014年には適合率100%を記録、それ以降も高い適合率を維持している。

また、BOD値の月別変化で見ると、各環境基準地点ともに農業用水の取水が少なくなり、河川の流量が減少する冬期（非灌漑期）はBODが上昇する傾向がみられる。

③流況

中川・綾瀬川ブロックの平常時流量の多くは、利根大堰などから取水された農業用水の落水により構成されているため、かんがい期の流量は豊富であるが、非かんがい期の流量は極めて少ない。

綾瀬川、伝右川、毛長川には、水質改善及び水量回復を目的とした、綾瀬川・芝川等浄化導水事業（荒川導水）を実施している。

中川・綾瀬川ブロックの流況は不安定な要素はあるが、関係機関と協力して水環境機能の維持に努めていく必要がある。

④水質

中川・綾瀬川ブロックの環境基準<sup>1)</sup>は、一部を除きすべてC類型（BOD5mg/l）（古綾瀬川のみD類型（BOD8mg/l））と指定されており、BODの環境基準適合割合<sup>2)</sup>は、中川水域では長期的には50%前後の横ばい状態であるが、平成8年（1996年）以降60%以上となっており、その後も改善を続け、平成25年（2013年）以降は90%以上の適合率を維持している。また、綾瀬川水域は30%前後と低く推移していたが、平成8年（1996年）以後急速に改善し、平成26年（2014年）には適合率100%を記録、それ以降も高い適合率を維持している。

また、BOD値の月別変化で見ると、各環境基準地点ともに農業用水の取水が少なくなり、河川の流量が減少する冬期（非かんがい期）はBODが上昇する傾向がみられる。

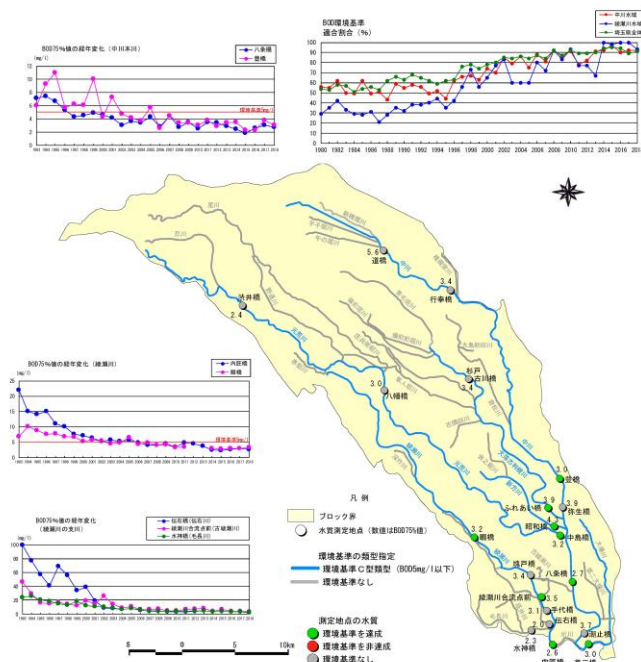


図1-8 中川・綾瀬川ブロックの水質状況（平成30年現在）

綾瀬川やその支川の古綾瀬川、伝右川、辰井川では水質汚濁が顕著であったため、平成7年から「利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」により、河川直接浄化施設の整備や浸漬の実施、浄化用水の導水など、水質の改善を図る様々なプロジェクトが実施され効果を上げてきた。平成13年には、「利根川水系綾瀬川第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ<sup>（注3）</sup>）」の対象河川となり、継続的な改善努力を実施していくことになった。なお、平成14年（2002年）のBOD75%値を見てみると、

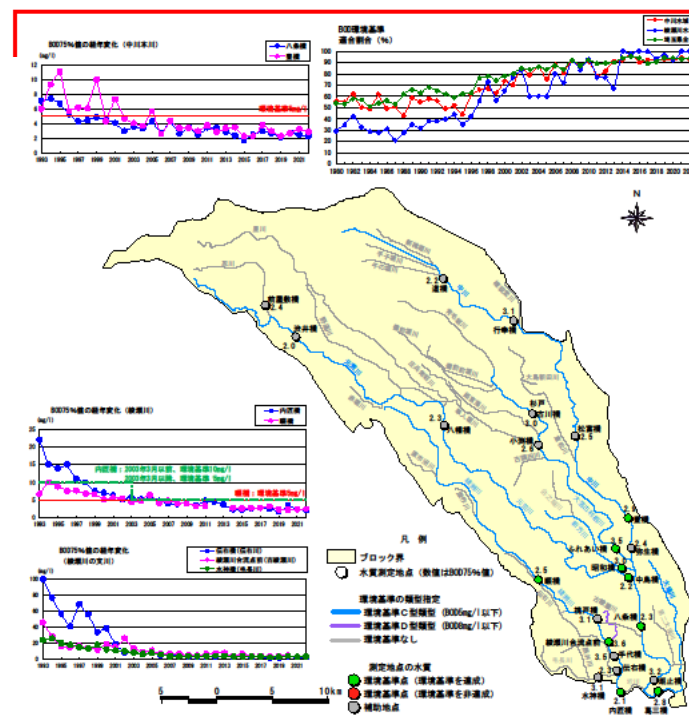


図1-8 中川・綾瀬川ブロックの水質状況（令和4年現在）

綾瀬川やその支川の古綾瀬川、伝右川、辰井川では水質汚濁が顕著であったため、平成7年から「利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」により、河川直接浄化施設の整備や浸漬の実施、浄化用水の導水など、水質の改善を図るさまざまなプロジェクトが実施され効果を上げてきた。平成13年には、「利根川水系綾瀬川第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ<sup>（注3）</sup>）」の対象河川となり、国、関係地方公共団体、下水道管理者、流域住民等が一体となって、下水道整備、不法投棄・ゴミ対策、

綾瀬川の内匠橋地点では5.3mg/lと環境基準（10mg/l）を下回っているが、暖橋地点では5.4mg/lと環境基準（5mg/l）を上回っている。また、綾瀬川の支川については、古綾瀬川の綾瀬川放水路前地点で10mg/l、伝右川の伝右橋地点で9.5mg/l、毛長川の水神橋地点で11mg/lとなっている。

全体として、中川・綾瀬川ブロックの水質は、下水道や合併処理浄化槽などの整備・普及、産業排水に対する規制などにより徐々に改善され、平成27年（2015年）には環境基準達成率100%を記録した。

今後も関係機関や地域と連携して、水質の維持または改善に努める必要がある。

注1)「環境基準」

公害防止の目標値。AA～Eタイプの6段階に分類。

注2)「環境基準適合割合」

毎月1回測定している場合、1年間の12個のデータのうち水質の良い方から9番目のデータが75%値となる。

BODの測定結果については1年間で得られたすべての日平均のうちで、その地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価している。

言い換えれば、ある地点のBOD75%値が、環境基準以下のとき、環境基準に適合していると言える。

$$\text{環境基準適合割合(\%)} = \frac{\text{環境基準に適合する日数}}{\text{測定日数}} \times 100$$

注3)「清流ルネッサンスII」

水質汚濁が著しい河川・湖沼・ダム貯水池などを対象に、きれいな水環境へ改善することを目的として策定された計画のことであり、日本のすべての汚れた河川などを対象に実施されるものではなく、水質改善に対する市町村や住民の方々などの熱意があり、積極的に取り組んでいる河川のみで策定される計画である。

<清流ルネッサンスII・計画イメージ図>



モニタリング調査及び導水事業を水環境改善施策として総合かつ重点的に実施され、効果を上げてきた。なお、清流ルネッサンスIIの目標年度である平成23年度（2011年度）以降のBOD75%値<sup>注4)</sup>を見てみると、綾瀬川の内匠橋地点及び暖橋地点では環境基準（5mg/l）を下回る傾向となっている。また、令和4年度（2022年度）の綾瀬川の支川については、古綾瀬川の綾瀬川合流点前地点で3.6mg/l、伝右川の伝右橋地点で2.3mg/l、毛長川の水神橋地点で3.1mg/lとなっている。

全体として、中川・綾瀬川ブロックの水質は、下水道や合併処理浄化槽などの整備・普及、産業排水に対する規制などにより徐々に改善され、平成30年度（2018年度）以降は全ての水域で環境基準を達成している。

今後も関係機関や地域と連携して、水質の維持または改善に努める必要がある。

注1)「環境基準」

公害防止の目標値。AA～Eタイプの6段階に分類。

注2)「環境基準適合割合」

$$\text{環境基準適合割合(\%)} = \frac{\text{環境基準に適合する日数}}{\text{測定日数}} \times 100$$

注3)「清流ルネッサンスII」

水質汚濁が著しい河川・湖沼・ダム貯水池などを対象に、きれいな水環境へ改善することを目的として策定された計画のことであり、日本のすべての汚れた河川などを対象に実施されるものではなく、水質改善に対する市町村や住民の方々などの熱意があり、積極的に取り組んでいる河川のみで策定される計画である。



注4)「BOD75%値」

毎月1回測定している場合、1年間の12個のデータのうち水質の良い方から9番目のデータが75%値となる。

BODの測定結果については1年間で得られたすべての日平均のうちで、その地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価している。

言い換えれば、ある地点のBOD75%値が、環境基準以下のとき、環境基準に適合していると言える。

2 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象期間及び計画対象区間

2.1.1 計画対象期間

計画対象期間は、計画策定から概ね30年の期間とする。  
 ただし、本計画はブロックの社会状況、自然状況、河道状況などの変化や新たな知見・技術などの変化により、適宜見直しを行う。

2.1.2 計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、中川・綾瀬川ブロックにおける全ての一級河川の埼玉県管理区間とする。

表 2-1 (1) 中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
中川	左岸 羽生市大字羽生東谷 3701 番の 1 地先	大臣管理区間 起点	47,100
	右岸 同市同大字向谷 412 番地先		
綾瀬川	左岸 桶川市大字小針領家字地内 1459 番地先	大臣管理区間 起点	30,766
	右岸 同市同大字同字 1494 番地先		
毛長川	左岸 川口市大字安行慈林寺法印前 33 番地先	綾瀬川への 合流点	9,730
	右岸 同市同大字同字 5 番の 4 地先		
辰井川	川口市大字安東本郷字合ノ谷 942 番の 1 地先の市道橋	毛長川への 合流点	5,400
毛長川放水水路	毛長川からの分派点	新芝川への 合流点	960
伝右川	左岸 川口市東川口 5 丁目 32 の 7 地先	綾瀬川への 合流点	13,120
	右岸 さいたま市緑区東大門 3 丁目 101 番地先		
一の橋放水水路	伝右川からの分派点	綾瀬川への 合流点	700
古綾瀬川	左岸 越谷市大字表塚字沼沼 1629 番地先	綾瀬川への 合流点	5,400
	右岸 同市大字衛生字八幡 169 番地先		
深作川	左岸 さいたま市大字丸ヶ崎字押蓮シ 2814 番の 1 地先	綾瀬川への 合流点	3,850
	右岸 同市同大字 2760 番の 1 地先		
大湯川	左岸 吉川市大字平沼字多いと切 194 番地先	中川への 合流点	16,800
	右岸 同市同大字同字 210 番地先		
第二大湯川	左岸 吉川市大字道庭字堤外 488 番の 1 地先	大臣管理区間 起点	5,728
	右岸 同市同大字同字 404 番の 1 地先		
堀川	綾瀬川からの分派点	中川への 合流点	2,100

2 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象期間及び計画対象区間

2.1.1 計画対象期間

計画対象期間は、本変更計画策定から概ね30年の期間とする。  
 ただし、本計画はブロックの社会状況、自然状況、河道状況などの変化や新たな知見・技術などの変化により、適宜見直しを行う。

2.1.2 計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、中川・綾瀬川ブロックにおける全ての一級河川の埼玉県管理区間とする。

表 2-1 (1) 中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
中川	左岸 羽生市東七丁目 3701 番の 2 地先	大臣管理区間 起点	47,100
	右岸 同市大字上羽生字向谷 412 番地先		
綾瀬川	左岸 桶川市大字小針領家字地内 1457 番の 3 地先	大臣管理区間 起点	30,766
	右岸 同市大字小針領家字地内 1311 番の 1 地先		
毛長川	左岸 川口市大字安行慈林寺法印前 33 番地先	綾瀬川への 合流点	9,730
	右岸 同市大字安行慈林寺法印前 5 番の 4 地先		
辰井川	左岸 川口市大字東本郷字宮脇 935 番の 4 地先	毛長川への 合流点	5,400
	右岸 同市大字東本郷字宮脇 835 番の 2 地先		
毛長川放水水路	毛長川からの分派点	新芝川への 合流点	960
伝右川	左岸 川口市東川口 5 丁目 32 番の 7 地先	綾瀬川への 合流点	13,120
	右岸 さいたま市緑区東大門 3 丁目 101 番地先		
一の橋放水水路	伝右川からの分派点	綾瀬川への 合流点	700
古綾瀬川	左岸 越谷市南門 3 丁目 13 番の 3 地先	綾瀬川への 合流点	5,400
	右岸 草加市八幡町字後塚 1063 番の 5 地先		
深作川	左岸 さいたま市見沼区春野 3 丁目 2500 番の 17 地先	綾瀬川への 合流点	3,850
	右岸 同市見沼区春野 2 丁目 2814 番の 2 地先		
大湯川	左岸 吉川市大字川野字上通 127 番地先	中川への 合流点	16,800
	右岸 同市大字川野字前新田 711 番地先		
第二大湯川	左岸 吉川市美濃 3 丁目 17 番地先	大臣管理区間 起点	5,728
	右岸 同市美濃 3 丁目 15 番の 5 地先		
堀川	綾瀬川からの分派点	中川への 合流点	2,100
元荒川	左岸 熊谷市佐谷田字八町 3951 番の 1 地先	中川への 合流点	60,650
	右岸 同市久下字瀬久 2084 番の 2 地先		

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

表 2-1 (2) 中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
荒川	左岸 熊谷市大字久下字熊久 3951 番の 1 地先	中川への 合流点	60,650
	右岸 同市大字佐谷田字八町 2084 番の 1 地先		
荒川	熊谷市大字上川上字前 493 番 3 地先の市道橋下流端	元荒川への 合流点	33,080
野通川	左岸 行田市大字小針字屋川 51 番地先	元荒川への 合流点	13,770
	右岸 同市同大字埜通 449 番地先		
赤堀川	左岸 鴻巣市大字常光字高野 1625 番の 1 地先	元荒川への 合流点	3,970
	右岸 北本市大字常光別所字上手 451 番の 1 地先		
忍川	左岸 熊谷市大字平戸字八町 2335 番地先	元荒川への 合流点	11,520
	右岸 同市同大字同字 2292 番の 2 地先		
新方川	左岸 春日部市大字増田新田字有 313 番地先	中川への 合流点	10,860
	右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先		
会之堀川	左岸 春日部市大字柳敷字内容 3766 番地	新方川への 合流点	4,500
	右岸 同市同大字立沼 4575 番の 1 地先		
大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字山谷 991 番の 1 地先	中川への 合流点	26,800
	右岸 久喜市大字羽字下河原 277 番の 4 地先		
古溝田川	左岸 春日部市大字花積字合輝地 152 番の 3 地先	大落古利根川 への合流点	4,800
	右岸 さいたま市岩槻区大字南平野字下六反 1089 番の 1 地先		
俵人堀川	左岸 白岡市大字柴山字俵田 1340 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	14,187
	右岸 同市同大字同字 1338 番地先		
庄兵衛堀川	左岸 久喜市大字真澄町字北 1903 番の 1 地先	俵人堀川への 合流点	5,883
	右岸 同市同大字同字 1902 番の 1 地先		
姫宮落川	左岸 久喜市大字下早見字内容 699 番地先	大落古利根川 への合流点	10,690
	右岸 同市同大字大谷 746 番地先		
備前堀川	左岸 加須市大字鶴宮字三俣 282 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,400
	右岸 同市大字半蔵字北谷 2204 番の 1 地先		
備前前堀川	左岸 久喜市大字所久喜 809 番の 2 地先の県道六方面久喜停車場線方 蔵橋下流端	大落古利根川 への合流点	7,820
	右岸 同市大字下高柳字池原 1891 番の 1 地先		
青毛堀川	左岸 加須市大字下高柳字池原 1891 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,238
	右岸 同市同大字小宮 1627 番地先		
森松川	左岸 幸手市大字幸手裏町地合棟 4313 番の 3 地先	中川への 合流点	13,800
	右岸 同市同大字同字 4526 番の 6 地先		
大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への 合流点	1,950
幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への 合流点	1,100
午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡 573 番の 1 地先	中川への 合流点	7,400
	右岸 同市同大字字木村 334 番の 1 地先		
手子堀川	左岸 羽生市大字下手子林字下新井 2251 番の 1 地先	中川への 合流点	6,400
	右岸 同市同大字同字 2252 番の 1 地先		
新機堀川	左岸 羽生市大字右衛門新田字前沼 617 番の 1 地先	中川への 合流点	6,300
	右岸 同市同大字北菰島字中浦 503 番の 1 地先		
権現堂川	左岸 幸手市大字権現堂字外上野 1134 番の 2 地先	中川への 合流点	4,580
	右岸 久喜市大字小石衛門字堤外 302 番の 125 地先		
原市沼川	左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下 536 番地 2 地先	綾瀬川への 合流点	4,934
	右岸 上尾市大字平塚字下 301 番 4 地先		

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

表 2-1 (2) 中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

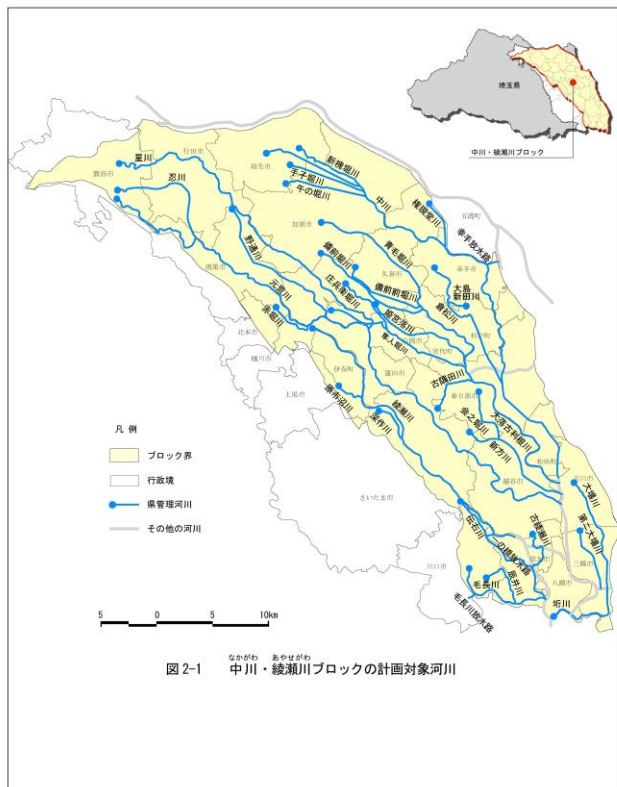
河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
荒川	左岸 熊谷市上之字清水尻 1064 番の 1 地先	元荒川への 合流点	33,080
	右岸 同市上之字染場 969 番の 8 地先		
野通川	左岸 行田市大字小針字屋川 51 番地先	元荒川への 合流点	13,770
	右岸 同市大字小針字埜通 449 番の 1 地先		
赤堀川	左岸 鴻巣市常光字高野 1625 番の 1 地先	元荒川への 合流点	3,970
	右岸 北本市朝日 1 丁目 254 番地先		
忍川	左岸 熊谷市銀座 4 丁目 2235 番の 6 地先	元荒川への 合流点	11,520
	右岸 同市平戸字八町 2332 番の 2 地先		
新方川	左岸 春日部市増田新田字南 313 番の 1 地先	中川への 合流点	10,860
	右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 506 番地先		
会之堀川	左岸 春日部市南 5 丁目 9765 番の 2 地先	新方川への 合流点	4,500
	右岸 同市大谷 4 丁目 135 番地先		
大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字山谷 993 番の 1 地先	中川への 合流点	26,800
	右岸 久喜市羽字下河原 1177 番の 9 地先		
古溝田川	左岸 さいたま市岩槻区東岩槻 6 丁目 22 番の 2 地先	大落古利根川 への合流点	4,800
	右岸 同市岩槻区東岩槻 6 丁目 6 番地先		
俵人堀川	左岸 白岡市柴山字俵田 1340 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	14,187
	右岸 同市柴山字俵田 1338 番の 1 地先		
庄兵衛堀川	左岸 久喜市葛飾町三箇字沼新田 2833 番の 1 地先	俵人堀川への 合流点	5,883
	右岸 同市葛飾町三箇字早川 2783 番地先		
姫宮落川	左岸 久喜市下早見字内容 1869 番の 2 地先	大落古利根川 への合流点	10,690
	右岸 同市原字大谷 745 番の 4 地先		
備前堀川	左岸 加須市鶴宮字三俣 2811 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,400
	右岸 同市半蔵字北谷 2204 番の 1 地先		
備前前堀川	左岸 久喜市所久喜字小ヶ原 809 番の 3 地先	大落古利根川 への合流点	7,820
	右岸 同市所久喜字小ヶ原 809 番の 4 地先		
青毛堀川	左岸 加須市下高柳字池原 1856 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,238
	右岸 同市下高柳字上小宮 1627 番の 1 地先		
森松川	左岸 幸手市中 5 丁目 4313 番の 2 地先	中川への 合流点	13,800
	右岸 同市中 5 丁目 4526 番の 6 地先		
大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への 合流点	1,950
幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への 合流点	1,100
午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡 429 番地先	中川への 合流点	7,400
	右岸 同市大字町屋字本村 334 番の 1 地先		
手子堀川	左岸 羽生市大字下手子林字下新井 3441 番地先	中川への 合流点	6,400
	右岸 同市大字下手子林字下新井 3435 番地先		
新機堀川	左岸 羽生市大字右衛門新田字前沼 1781 番地先	中川への 合流点	6,300
	右岸 同市大字右衛門新田字北町 1873 番地先		
権現堂川	利根川からの分派点	中川への 合流点	4,580
原市沼川	左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下 536 番の 2 地先	綾瀬川への 合流点	4,934
	右岸 上尾市大字平塚字下 301 番の 4 地先		

1

※ 現時点の地番で表記。

3





2. 2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの河川では、将来的な計画を考慮しながら当面の県の改修目標である時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/10相当の降雨は<sup>注1)</sup>、安全に流下させることのできる整備を目指す。

河道改修、放水路、排水機場、調節池などの施設整備を効果的に組み合わせて、治水効果の早期発現を図るよう計画的な治水施設の整備を行う。

施設の整備と併せて、流域の保水・遊水機能を適切に確保するなど、総合的な治水対策を進めていく。

また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、堤防の強化や排水機場の耐水化対策等を実施するとともに、国・県・市町村で組織する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という）における、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水・浸水被害軽減などを実現するための「取組方針」を定め、実施していく。

さらに、「流域治水」に基づき、「被害対象を減少させるため」の対策として、水害リスクがより低い地域への誘導・住まい方の工夫等を、関係機関と調整を図りながら促進していく。

2. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の流水の正常な機能の維持については、農業用水などの利水状況にも配慮しつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持などに必要となる流量を検討し、その流量を確保できるように関係機関や地域住民と連携して健全な水循環の構築に努める。

注1) 年超過確率とは、一年間にその規模を超える事象が発生する確率であり、例えば、年超過確率1/10の規模の雨量が200mmである場合、「ある年において、200mm/日を超える雨が降る確率が1/10」となる。（年超過確率）については平成24年10月16日事務連絡「水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室長 通達より引用」※詳細については、27頁【参考（コラム）】年超過確率について」参照

2. 2 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの河川では、将来的な計画を考慮しながら当面の県の改修目標である時間雨量50mm程度、本ブロックにおいて年超過確率1/10相当の降雨は<sup>注1)</sup>、安全に流下させることのできる整備を目指す。

河道改修、放水路、排水機場、調節池などの施設整備を効果的に組み合わせて、治水効果の早期発現を図るよう計画的な治水施設の整備を行う。

治水施設の整備と併せて、市町や民間事業者等による調整池の整備や流域の保水・遊水機能を適切に確保する。これにあたっては、特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組を活用する。

また、計画規模を上回る洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、堤防の強化や排水機場の耐水化対策等を実施するとともに、国・県・市町村で組織する「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」（以下「減災対策協議会」という）における、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水・浸水被害軽減などを実現するための「取組方針」を定め、実施していく。

さらに、「流域治水」に基づき、「被害対象を減少させるため」の対策として、水害リスクがより低い地域への誘導・住まい方の工夫等を、関係機関と調整を図りながら促進していく。

2. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の流水の正常な機能の維持については、農業用水などの利水状況にも配慮しつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持などに必要となる流量を検討し、その流量を確保できるように関係機関や地域住民と連携して健全な水循環の構築に努める。

注1) 年超過確率とは、一年間にその規模を超える事象が発生する確率であり、例えば、年超過確率1/10の規模の雨量が200mmである場合、「ある年において、200mm/日を超える雨が降る確率が1/10」となる。（年超過確率）については平成24年10月16日事務連絡「水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室長 通達より引用」※詳細については、27頁【参考（コラム）】年超過確率について」参照

2. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの多様な河川環境の現状の把握に努め、地形特性、自然環境、歴史、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に関係機関及び地域住民と連携し、協力を得ながら取り組んでいく。

河川環境、景観などに優れ、十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全するほか、河川整備が必要な区間においても、事業の実施にあたっては、多自然川づくりを基本とし、良好な河川環境を可能な限り保全、再生、創出していく。

河川環境の整備と保全を図るため、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、自然と調和を図った整備と保全を行う。

自然環境の保全・再生にあたっては、流域に広がる動植物の生息・生育・繁殖場所を広域的に結ぶ生態系ネットワーク<sup>注2)</sup>の形成に努めるとともにグリーンインフラ<sup>注3)</sup>による環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていく。

また、生物の量とその多様性の確保についても関係機関及び地域住民と連携・調整を図り検討をしていく。

水質については、平成13年～平成22年の期間において、利根川水系綾瀬川第二期環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)による浄化施設の設置、浚渫、浄化用水(荒川導水)といった各種施策を継続的に実施し、河川の美化活動に取り組んでいる地域住民・市民団体や下水道管理者等の関係機関と協力して、水質の向上や河川区域内のゴミの減量などの美化に努めた。平成29年以降は「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」へその役割を移し、綾瀬川及び中川における浄化対策の総合的な施策を推進し、水質の維持または改善に努める。

河川への不法行為に関しては、関係機関などと連携して早期是正を図るものとする。

注2) 生態系ネットワークとは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域の核として、これらを有機的につなぐ取組。  
(出典：「河川を基軸とした生態系ネットワーク形成のための手引き(案)」)

注3) グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力のある国土・都市・地域づくりを進める取組(出典：「グリーンインフラ推進戦略」令和元年7月国土交通省)

2. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの多様な河川環境の現状の把握に努め、地形特性、自然環境、歴史、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に関係機関及び地域住民と連携し、協力を得ながら取り組んでいく。

河川環境、景観などに優れ、十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全するほか、河川整備が必要な区間においても、事業の実施にあたっては、多自然川づくりを基本とし、**河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出**していく。

自然環境の保全・再生にあたっては、流域に広がる動植物の生息・生育・繁殖場所を広域的に結ぶ生態系ネットワーク<sup>注2)</sup>の形成に努めるとともにグリーンインフラ<sup>注3)</sup>による環境の保全・創出、地域振興の実現に努めていく。

また、生物の**多様性の確保**についても、関係機関及び地域住民と連携・調整を図り検討をしていく。

水質については、平成13年～平成22年の期間において、利根川水系綾瀬川第二期環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)による浄化施設の設置、浚渫、浄化用水(荒川導水)といった各種施策を継続的に実施し、河川の美化活動に取り組んでいる地域住民・市民団体や下水道管理者等の関係機関と協力して、水質の向上や河川区域内のゴミの減量などの美化に努めた。平成29年以降は「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」へその役割を移し、綾瀬川及び中川における浄化対策の総合的な施策を推進し、水質の維持または改善に努める。

**河川区域内において違法性があると判断される工作物や盛土**に関しては、**その他の関係法令を所管している行政庁と連携して早期是正を図るものとする。**

注2) 生態系ネットワークとは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域の核として、これらを有機的につなぐ取組。  
(出典：「河川を基軸とした生態系ネットワーク形成のための手引き(案)」)

注3) グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力のある国土・都市・地域づくりを進める取組(出典：「グリーンインフラ推進戦略」令和元年7月国土交通省)

## 3 河川整備の実施に関する事項

## 3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

## 3.1.1 河川工事の目的、種類

洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標に従い、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標を考えたうえで、当面の県の改修目標である時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率 1/10 相当の降雨による洪水を、安全に流下させる河川施設整備を計画的に行うものとする。

計画対象河川については、流域の状況を考慮し浸水被害解消の観点から、緊急性の高い箇所から整備を行う。

本計画で示した河道の断面は、治水計画上、その地点において最低限必要な流下能力を確保するものとして設定したものである。従って、河川幅に余裕がある箇所等においては、それらの空間を適切に活かした河道の保全・整備を地域の方々の意見を参考にしながら実施していく。

また、「流域治水」に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐための対策」として、河道掘削、堤防整備による流下能力の向上、調節池整備や雨水貯留浸透施設の整備を促すことによる貯留能力の確保、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす粘り強い堤防の強化など、流域全体で治水対策に取り組む。

河川工事の実施にあたっては、以下の点に配慮して整備を行う。

- ・ 多自然川づくりを基本とし、各地域の特徴を踏まえ、現地や周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に努め配慮する。また、地域の歴史・文化や周辺環境との調和にも配慮し、良好な景観の保全と形成に努める。
- ・ 護岸整備にあたっては、動植物の生息状況及び生育環境の把握、現地表土の利用、回避・移植などの対策に努め、水辺に生物が生息しやすい木材や石などの自然素材を利用するなど、自然にやさしい水辺づくりに努めるほか、人々が自然とふれあい、共生できる良好な水辺空間の確保に努める。
- ・ 調節池や放水路の整備にあたっては、動植物の生息状況及び生育環境の把握に努め、必要に応じて現地表土の利用、回避・移植などの対策に努める。

## 3 河川整備の実施に関する事項

## 3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

## 3.1.1 河川工事の目的、種類

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標に従い、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標を考えたうえで、当面の県の改修目標である時間雨量 50mm 程度、本ブロックにおいて年超過確率 1/10 相当の降雨による洪水を、安全に流下させる河川施設整備を計画的に行うものとする。

計画対象河川については、流域の状況を考慮し浸水被害解消の観点から、緊急性の高い箇所から整備を行う。

本計画で示した河道の断面は、治水計画上、その地点において最低限必要な流下能力を確保するものとして設定したものである。したがって、河川幅に余裕がある箇所等においては、それらの空間を適切に活かした河道の保全・整備を地域の方々の意見を参考にしながら実施していく。

また、「流域治水」に基づき、「氾濫をできるだけ防ぐための対策」として、河道掘削、堤防整備による流下能力の向上、調節池整備や雨水貯留浸透施設の整備を促すことによる貯留能力の確保、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす粘り強い堤防の強化など、流域全体で治水対策に取り組む。

河川工事の実施にあたっては、以下の点に配慮して整備を行う。

- ・ 多自然川づくりを基本とし、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の把握に努め、多様な河川景観の保全・創出に努める。
- ・ 河川の利活用にあたっては、河川管理施設の機能を損なわず、地元市町等と連携・協働し、地域住民にゆとりを創出し、地域の価値向上に努める。
- ・ 護岸整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境の把握、現地表土の利用、移植などの対策に努め、水辺に生物が生息しやすい木材や石などの自然素材を利用するなど、人々が自然とふれあい、共生できる良好な水辺空間の確保に努める。
- ・ 調節池や放水路の整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に努め、必要に応じて現地表土の利用、移植などの対策に努める。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

- ・ 堰、落差工などの河川横断工作物の設置にあたっては、魚類等の移動や生息環境に配慮した構造とするように努める。また、これらが河川占有者によって新設・改築される場合にも、十分な調整を行っていくものとする。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

- ・ 堰、落差工などの河川横断工作物の設置等にあたっては、必要に応じて利水者と調整を行うとともに、魚類等の移動や生息・繁殖環境の保全・創出が図られる構造とするように努める。また、これらが河川占有者によって設置等される場合にも、十分な調整を行っていくものとする。
- ・ 河畔林については、治水や維持管理等の面において支障のない範囲で保全に努める。
- ・ 事業予定地内に「周知の埋蔵文化財包蔵地」が含まれる場合は、県教育委員会や関係市町の教育委員会と調整を行う。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

なががわ  
中川

- ・ 宇和田公園橋（幸手市）上流の一部区間、及び昭和橋（久喜市）から上流の一部区間の整備がほぼ完了している。
- ・ 本計画では、上記区間を除く全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息環境及び生育環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンド<sup>注1</sup>などの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。

あやせがわ  
綾瀬川

- ・ 暇橋（さいたま市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、暇橋上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 改修にあたっては、周辺環境との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努めた整備を行う。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって、水環境の改善を図っていく。

注1)「ワンド」  
入り江や淵といった静水域。流れが緩やかで草などが茂り、魚類のよい繁殖の場となる。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

なががわ  
中川

- ・ 宇和田公園橋（幸手市）上流の一部区間、及び昭和橋（久喜市）から上流の一部区間の整備がほぼ完了している。
- ・ 本計画では、上記区間を除く全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然川づくりを基本とした水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンド<sup>注1</sup>などの整備を含めた、生物の生息・生育の機能の保全、創出に努めていく。

あやせがわ  
綾瀬川

- ・ 暇橋（さいたま市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、暇橋上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・ 改修にあたっては、周辺環境との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然川づくりを基本とした水辺づくりに努めた整備を行う。
- ・ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

注1)「ワンド」  
入り江や淵といった静水域。流れが緩やかで草などが茂り、魚類のよい繁殖の場となる。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

毛長川

- ・毛長川調節池周辺を除くほぼ全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって、水環境の改善を図っていく。

辰井川

- ・中・下流区間についてはほぼ整備が完了しており、本計画では上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・調節池の整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、川口市の計画している「(仮称)新郷東部公園」の整備とあわせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

伝右川

- ・概ね改修が終わっているが、神明排水機場上流及び吉永橋（草加市）上流の一部区間が未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤及び河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、神明排水機場を増強する。
- ・整備にあたっては、改修済みの上下流区間と整合を図った整備とする。
- ・第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって水環境の改善を図っていく。

古綾瀬川

- ・中流部は一部橋梁区間を除き、概ね整備が完了している。
- ・本計画では、上・下流区間及び中流の橋梁区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、綾瀬川合流点に排水機場を整備する。
- ・第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）により、地域の取り組みと一体となって水環境の改善を図っていく。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

毛長川

- ・毛長川調節池周辺を除くほぼ全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- ・第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

辰井川

- ・中・下流区間についてはほぼ整備が完了しており、本計画では上流区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・調節池の整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、川口市の計画している「(仮称)新郷東部公園」の整備とあわせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

伝右川

- ・概ね改修が終わっているが、神明排水機場上流及び吉永橋（草加市）上流の一部区間が未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤及び河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、神明排水機場を増強する。
- ・整備にあたっては、改修済みの上下流区間と整合を図った整備とする。
- ・第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

古綾瀬川

- ・中流部は一部橋梁区間を除き、概ね整備が完了している。
- ・本計画では、上・下流区間及び中流の橋梁区間について、整備目標流量を安全に流下させるため河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、綾瀬川合流点に排水機場を整備する。
- ・第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で実施した取り組みを踏まえ、水環境の改善を図っていく。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

大場川

- ・ 中川合流点から葛三橋（三郷市）までの区間及び吉川調節池越流堤付近については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、吉川調節池越流堤付近を除く葛三橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤や河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池の整備や排水機場の増強を行う。

第二大場川

- ・ 県管理区間の下流端から上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

垢川

- ・ 概ね整備が完了しているが、葛西用水路合流点周辺が一部未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤、河床掘削及び河道拡幅により河積の増大を図る。

元荒川

- ・ 元荒川は、しらこぼと橋（越谷市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、しらこぼと橋から県管理区間上流端までの区間の河道整備を行うが、このうち星川合流点より下流区間については、概ね整備目標相当の河積が確保されているので、現況河道を利用し築堤を主とした軽微な改修（一部引堤区間で高水敷掘削を行う）を実施する。
- ・ 星川合流点より上流区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の拡大を図る。
- ・ 河道のピーク流量を低減させるため、調節池及び放水路を整備する。
- ・ 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力生かした整備を行うよう努めるとともに、元荒川の源流部には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているムサシトミヨが生息しているため、整備にあたっては十分配慮する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

大場川

- ・ 中川合流点から葛三橋（三郷市）までの区間及び吉川調節池越流堤付近については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、吉川調節池越流堤付近を除く葛三橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤や河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池の整備や排水機場の増強を行う。

第二大場川

- ・ 県管理区間の下流端から上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

垢川

- ・ 概ね整備が完了しているが、葛西用水路合流点周辺が一部未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤、河床掘削及び河道拡幅により河積の増大を図る。

元荒川

- ・ 元荒川は、しらこぼと橋（越谷市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、しらこぼと橋から県管理区間上流端までの区間の河道整備を行うが、このうち星川合流点より下流区間については、概ね整備目標相当の河積が確保されているので、現況河道を利用し築堤を主とした軽微な改修（一部引堤区間で高水敷掘削を行う）を実施する。
- ・ 星川合流点より上流区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の拡大を図る。
- ・ 河道のピーク流量を低減させるため、調節池及び放水路を整備する。
- ・ 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力生かした整備を行うよう努めるとともに、元荒川の源流部には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているムサシトミヨの生息・繁殖環境があるので、整備にあたっては十分配慮する。



利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

- ・改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特徴を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。
- ・なお、元荒川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているキタミソウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ほしかわ  
星川

- ・元荒川合流点から十六間堰までの区間と十六間堰から見沼代水路との合流点まで（見沼代水路兼用区間）の区間については、整備が完了している。
- ・本計画では、見沼代水路合流点から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・なお、星川の水辺には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているキタミソウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

おどろりがわ  
野通川

- ・元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺に広がる田園地帯の景観との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、自然にやさしい水辺づくりに努める。

あかほりがわ  
赤堀川

- ・元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

- る。
- ・改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特徴を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然川づくりを基本とした水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の生息・生育の機能の保全、創出に努めていく。
- ・なお、元荒川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているキタミソウの生育・繁殖環境があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ほしかわ  
星川

- ・元荒川合流点から十六間堰までの区間と十六間堰から見沼代水路との合流点まで（見沼代水路兼用区間）の区間については、整備が完了している。
- ・本計画では、見沼代水路合流点から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・なお、星川の水辺には環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されているキタミソウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

おどろりがわ  
野通川

- ・元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- ・築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺に広がる田園地帯の景観との調和、動植物の生息・生育環境の保全、創出が図られるよう、多自然川づくりを基本とした水辺づくりに努める。

あかほりがわ  
赤堀川

- ・元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

忍川

- 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

新方川

- 昭和57年及び昭和61年に多大な溢水被害が生じたため、河川激甚災害対策特別緊急事業によって、中川合流点から国道4号バイパスまでの改修を行っている。
- 本計画では、上記区間については一部堤防の余裕高不足を解消するための嵩上げを行い、国道4号バイパスから県管理区間上流端までの区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- なお、新方川の川岸のヨシ自生地には、埼玉県のレッドデータブックに記載されているクイナ、パンといった生息がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

会之堀川

- 会之堀橋（春日部市）下流から県管理区間上流端までの区間では、概ね整備が完了している。
- 本計画では、新方川合流点から会之堀橋下流までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

忍川

- 元荒川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

新方川

- 昭和57年及び昭和61年に多大な溢水被害が生じたため、河川激甚災害対策特別緊急事業によって、中川合流点から国道4号バイパスまでの改修を行っている。
- 本計画では、上記区間において一部堤防の余裕高不足を解消するための嵩上げを行い、国道4号バイパスから県管理区間上流端までの区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、更に新たな調節池の整備を行い、洪水流量の低減を図るとともに、中川との合流点対策（水門、排水機場等）を実施する。
- なお、新方川の川岸のヨシ自生地には、埼玉県レッドデータブックに記載されているクイナ、パンといった生息がみられる地域があることや、中川合流点付近にサギ類の集団営巣地があることを踏まえ、整備にあたっては十分配慮する。

会之堀川

- 会之堀橋（春日部市）下流から県管理区間上流端までの区間では、概ね整備が完了している。
- 本計画では、新方川合流点から会之堀橋下流までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

おおとしふるまがわ  
大落古利根川

- ・ 利根川の旧流路であり、元々河積が大きく、現況流下能力が比較的高いため、中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤を主とした軽微な改修を実施する。
- ・ 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺の景観との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、自然にやさしい水辺づくりに努める。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特徴を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。
- ・ なお、大落古利根川の水辺には埼玉県のレッドデータブックに記載されているキタミソウやノウルシといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ふるすみがわ  
古隅田川

- ・ 大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

はやとほりがわ  
隼人堀川

- ・ 大落古利根川合流点から海老島橋（白岡市）下流までの区間では、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、海老島橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

おおとしふるまがわ  
大落古利根川

- ・ 利根川の旧流路であり、元々河積が大きく、現況流下能力が比較的高いため、中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤を主とした軽微な改修を実施する。
- ・ 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺の景観との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然川づくりを基本とした水辺づくりに努める。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特徴を生かし、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図られるよう、多自然川づくりを基本とした水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の生息・生育の機能の保全、創出に努めていく。
- ・ なお、大落古利根川の水辺には埼玉県のレッドデータブックに記載されているキタミソウやノウルシといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

ふるすみがわ  
古隅田川

- ・ 大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

はやとほりがわ  
隼人堀川

- ・ 大落古利根川合流点から海老島橋（白岡市）下流までの区間では、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、海老島橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

あおげほりがわ  
青毛堀川

- 大落古利根川合流点から喜橋（久喜市）下流までの区間については、整備が完了している。
- 本計画では、喜橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- また、河道のピーク流量を低減させるため、花崎多目的遊水地を整備するが、整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、「加須はなさき公園」の整備とあわせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

くらまつがわ  
倉松川

- 平成14年に試験通水を開始した首都圏外郭放水路の整備に併せ順次改修が進んでおり、中下流部の橋梁の架替を伴う区間や天神島橋（幸手市）より上流の区間を除いて、整備が完了している。
- 本計画では、中下流部の橋梁の架替を伴う区間と天神島橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- なお、倉松川の水辺には埼玉県のレッドデータブックに記載されているナガボノシロワレモコウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

うま けりがわ てごほりがわ しんきいかほりがわ  
午の堀川、手子堀川、新槻堀川

- それぞれ中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

その他（全ての河川）

- 護岸の老朽化等沿川の状況の変化により、必要に応じて護岸等を整備し、安全を確認するとともに、必要な箇所において、堤防の漏水・浸透・浸食対策や地震に対する河川管理施設の耐震化を進める。
- また、河道域における土砂の供給不足に起因する河床低下や河岸浸食を防止するため、必要に応じて河道の整正を実施していくとともに、河岸の崩壊など被災箇所において

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

あおげほりがわ  
青毛堀川

- 大落古利根川合流点から喜橋（久喜市）下流までの区間については、整備が完了している。
- 本計画では、喜橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- また、河道のピーク流量を低減させるため、花崎多目的遊水地を整備するが、整備にあたっては、広大なオープンスペースを生かし、「加須はなさき公園」の整備とあわせて、自然環境の再生や人々に安全と潤いのある生活環境を提供するなど、さまざまな機能を持たせ活用する。

くらまつがわ  
倉松川

- 平成14年に試験通水を開始した首都圏外郭放水路の整備に併せ順次改修が進んでおり、中下流部の橋梁の架替を伴う区間や天神島橋（幸手市）より上流の区間を除いて、整備が完了している。
- 本計画では、中下流部の橋梁の架替を伴う区間と天神島橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。
- なお、倉松川の水辺には埼玉県のレッドデータブックに記載されているナガボノシロワレモコウといった生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

うま けりがわ てごほりがわ しんきいかほりがわ  
午の堀川、手子堀川、新槻堀川

- それぞれ中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図る。

その他（全ての河川）

- 護岸の老朽化等沿川の状況の変化により、必要に応じて護岸等を整備し、安全を確認するとともに、必要な箇所において、堤防の漏水・浸透・**侵食**対策や地震に対する河川管理施設の耐震化を進める。
- また、河道域における土砂の供給不足に起因する河床低下や河岸**侵食**を防止するため、必要に応じて河道の整正を実施していく。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

- は、護岸工など適宜災害復旧工事を実施する。
- 河川への流出量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、関係機関と調整・連携し、遊水機能を有する土地の保全や流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進し、河川改修と併せた総合的な治水対策事業の推進に努める。
  - 整備水準を上回る超過洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、必要箇所において、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう粘り強い堤防の構築を目指すほか、周辺が浸水しても排水機場がその機能維持ができるよう排水機場の耐水化対策を進める。
  - 河川の工事に際しては、関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺に親しめる河川空間や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川環境の整備に努める。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

- 河岸の崩壊など被災箇所の復旧においては、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を踏まえ、護岸工など適宜災害復旧工事の工法を選定する。
- 河川への流出量の抑制や流域の浸水被害の軽減を図るため、関係機関と調整・連携し、保水・遊水機能を有する土地の保全や流域内の校庭、公園、住戸等を活用した雨水貯留浸透施設の設置を促進し、河川改修と併せた流域治水の推進に努める。
  - 整備水準を上回る超過洪水や整備途上によって現状の施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、県民の生命・身体・財産や社会経済の被害をできる限り軽減するため、必要箇所において、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう粘り強い堤防の構築を目指すほか、周辺が浸水しても排水機場がその機能維持ができるよう排水機場の耐水化対策を進める。
  - 河川の工事に際しては、既存の施設も含め、関係機関や地域と連携・協力しながら、身近で水辺に親しめる河川空間や、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、創出が図れるよう、河川環境の整備に努める。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

3.1.2 河川工事の施行の場所

- 今後、工事を施行していく場所は、表3-1に示す河道、調節池、排水機場、放水路とし、これらの整備を計画的に行うものとする。図3-1に、河川工事の施行区間及び場所の概要図を示す。

表3-1 (1) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること
中川	県管理区間下流端(33.70km) ～宇和田公園橋上流(36.17km)	22.47	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全
	幸手市上古羽地先(38.74km) ～昭和橋上流(42.46km)	3.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池整備
	東北新幹線高架橋下流(63.37km) ～上流端(80.80km)	17.43	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	
	小計	43.62		
綾瀬川	昭和橋下流(23.25km) ～上流端(47.97km)	24.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(8箇所)	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・水環境改善
毛長川	綾瀬川合流点(0.00km) ～毛長川調節池建設堤下流(8.22km)	8.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・水環境改善
	赤井橋(8.62km) ～上流端(9.73km)	1.11	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	小計	9.34		
辰井川	峯沢井橋上流(3.90km) ～上流端(5.40km)	1.50	河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備
伝右川	草加六丁目橋下流(3.78km) ～草加六丁目橋(3.88km)	0.10	築堤、河床掘削、護岸、排水機場増強	・河川環境と調和した水辺づくり ・水環境改善
	草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.37km) ～草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.43km)	0.06	築堤、河床掘削、護岸	
	伝右橋上流(9.10km) ～伝右橋上流(9.13km)	0.03	築堤、河床掘削、護岸	
	小計	0.21		
古綾瀬川	綾瀬川合流点(0.00km) ～草加市松江町地先(0.60km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、排水機場	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・水環境改善
	松江新橋下流(0.80km) ～松江新橋上流(0.90km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	弁天橋下流(1.40km) ～弁天橋上流(1.50km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	越戸橋下流(2.08km) ～綾瀬川放水路伏線(2.20km)	0.22	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	草加橋下流(3.50km) ～草加橋上流(3.55km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	古川橋下流(3.75km) ～古川橋上流(3.85km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	草加市八幡町地先(4.34km) ～草加市八幡町地先(4.50km)	0.16	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	小計	1.33		

6 ※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと  
7 ※状況の変化や根拠低下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

3.1.2 河川工事の施行の場所

- 今後、工事を施行していく場所は、表3-1に示す河道、調節池、排水機場、放水路とし、これらの整備を計画的に行うものとする。図3-1に、河川工事の施行区間及び場所の概要図を示す。

表3-1 (1) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること
中川	県管理区間下流端(33.70km) ～宇和田公園橋上流(36.17km)	22.47	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・多自然川づくりを基本とした水辺づくり
	幸手市上古羽地先(38.74km) ～昭和橋上流(42.46km)	3.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池整備
	東北新幹線高架橋下流(63.37km) ～上流端(80.80km)	17.43	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	
	小計	43.62		
綾瀬川	昭和橋下流(23.25km) ～上流端(47.97km)	24.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(8箇所)	・多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・水環境改善
毛長川	綾瀬川合流点(0.00km) ～毛長川調節池建設堤下流(8.22km)	8.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり
	赤井橋(8.62km) ～上流端(9.73km)	1.11	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	小計	9.34		
辰井川	峯沢井橋上流(3.90km) ～上流端(5.40km)	1.50	河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備
伝右川	草加六丁目橋下流(3.78km) ～草加六丁目橋(3.88km)	0.10	築堤、河床掘削、護岸、排水機場増強	・河川環境と調和した水辺づくり ・水環境改善
	草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.37km) ～草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.43km)	0.06	築堤、河床掘削、護岸	
	伝右橋上流(9.10km) ～伝右橋上流(9.13km)	0.03	築堤、河床掘削、護岸	
	小計	0.21		
古綾瀬川	綾瀬川合流点(0.00km) ～草加市松江町地先(0.60km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、排水機場	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・水環境改善
	松江新橋下流(0.80km) ～松江新橋上流(0.90km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	弁天橋下流(1.40km) ～弁天橋上流(1.50km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	越戸橋下流(2.08km) ～綾瀬川放水路伏線(2.20km)	0.22	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	草加橋下流(3.50km) ～草加橋上流(3.55km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	古川橋下流(3.75km) ～古川橋上流(3.85km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	草加市八幡町地先(4.34km) ～草加市八幡町地先(4.50km)	0.16	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	小計	1.33		

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと  
※状況の変化や根拠低下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

表 3-1 (2) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関する事	河川環境に関する事
大場川	葛三橋下流(1.50km) ～古川調節池越流堤下流(16.00km)	14.5	築堤、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)、排水機場増強	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
	古川調節池越流堤上流(16.20km) ～上流端(16.80km)	0.60	築堤、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池整備
	小計	15.10		
	県管理区間下流端(0.45km) ～上流端(6.18km)	5.73	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(5箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
野川	葛西用水路合流点下流(0.78km) ～葛西用水路合流点上流(0.80km)	0.08	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・周辺環境と調和した水辺づくり
元荒川	越谷市大字増森地先(1.85km) ～越谷市大字増森地先(1.90km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全
	しらこぼと橋下流(3.80km) ～上流端(60.65km)	56.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 <sup>(1)</sup> (2箇所)、放水路	・自然環境に配慮した調節池、放水路整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
	小計	56.90		
	見沼代用水路合流点(24.40km) ～上流端(33.08km)	8.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・周辺の自然環境に配慮した、自然にやさしい水辺づくり
野通川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(13.77km)	13.77	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)	・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
赤堀川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(3.97km)	3.97	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
忍川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(11.52km)	11.52	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
新方川	中川合流点(0.00km) ～上流端(10.86km)	10.86	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
会之堀川	新方川合流点(0.00km) ～会之堀橋下流(0.75km)	0.75	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと  
 ※状況の変化や現況下流能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある  
 注) 本計画では、整備目標流量を安全に流下させるために必要なピーク流量の洪水調節を定めるものであり、位置を固定的に定めるものではない。附図「整備上の留意点」を参照のこと

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

表 3-1 (2) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関する事	河川環境に関する事
大場川	葛三橋下流(1.50km) ～古川調節池越流堤下流(16.00km)	14.5	築堤、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)、排水機場増強	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり
	古川調節池越流堤上流(16.20km) ～上流端(16.80km)	0.60	築堤、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池整備
	小計	15.10		
	県管理区間下流端(0.45km) ～上流端(6.18km)	5.73	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(5箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
野川	葛西用水路合流点下流(0.78km) ～葛西用水路合流点上流(0.80km)	0.08	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・周辺環境と調和した水辺づくり
元荒川	越谷市大字増森地先(1.85km) ～越谷市大字増森地先(1.90km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	・多自然川づくりを基本とした水辺づくり
	しらこぼと橋下流(3.80km) ～上流端(60.65km)	56.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池 <sup>(1)</sup> (2箇所)、放水路	・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池、放水路整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
	小計	56.90		
	見沼代用水路合流点(24.40km) ～上流端(33.08km)	8.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
野通川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(13.77km)	13.77	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)	・周辺の自然環境に配慮した、多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
赤堀川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(3.97km)	3.97	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり
忍川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(11.52km)	11.52	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
新方川	中川合流点(0.00km) ～上流端(10.86km)	10.86	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)、中川との合流点対策(水門、排水機場等)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
会之堀川	新方川合流点(0.00km) ～会之堀橋下流(0.75km)	0.75	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと  
 ※状況の変化や現況下流能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある  
 注) 本計画では、整備目標流量を安全に流下させるために必要なピーク流量の洪水調節を定めるものであり、位置を固定的に定めるものではない。附図「整備上の留意点」を参照のこと

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

表 3-1 (3) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (0m)	河川工事の内容			
			治水に関すること	河川環境に関すること※		
大落古利根川	中川合流点(0.00km) ～上流端(26.80km)	26.80	築堤、河床掘削	・多自然護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全		
古岡田川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(4.80km)	4.80	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備		
単人堀川	海老島橋下流(3.33km) ～海老島橋上流(3.45km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備		
	白岡市太田新井地先(3.87km) ～六兵衛橋下流(4.10km)	0.23	護岸			
	六兵衛橋上流(4.29km) ～上流端(14.19km)	9.99	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)			
	小計	10.32				
単人堀川	単人堀川合流点(0.00km) ～上流端(5.88km)	5.88	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備		
姫宮落川	袖ノ木橋下流(0.60km) ～上流端(10.69km)	10.09	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備		
備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(11.40km)	11.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり		
備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(7.82km)	7.82	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり		
青毛堀川	草橋下流(1.56km) ～上流端(11.24km)	9.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備		
倉松川	中川合流点(0.00km) ～国道16号(1.20km)	1.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり		
	久太郎橋下流(2.25km) ～久太郎橋上流(2.30km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	倉松橋下流(2.80km) ～委崎橋上流(3.40km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	廣正橋(5.40km) ～水管橋上流(6.95km)	1.55	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	大島新田調節池越流堤下流(7.45km) ～留八橋上流(7.70km)	0.25	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	長八橋下流(8.56km) ～金剛田橋上流(9.00km)	0.44	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	天神島橋(11.80km) ～上流端(13.80km)	2.00	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	小計	6.09				
	牛の堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(7.40km)	7.40		築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
	手子堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.40km)	6.40		築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
新槻堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.30km)	6.30	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり		
合計		321.06				

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと  
※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない箇所と内容においても施行することがある

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

表 3-1 (3) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (0m)	河川工事の内容			
			治水に関すること	河川環境に関すること※		
大落古利根川	中川合流点(0.00km) ～上流端(26.80km)	26.80	築堤、河床掘削	・多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・優れた自然環境の保全		
古岡田川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(4.80km)	4.80	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備		
単人堀川	海老島橋下流(3.33km) ～海老島橋上流(3.45km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備		
	白岡市太田新井地先(3.87km) ～六兵衛橋下流(4.10km)	0.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	六兵衛橋上流(4.29km) ～上流端(14.19km)	9.99	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)			
	小計	10.32				
単人堀川	単人堀川合流点(0.00km) ～上流端(5.88km)	5.88	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備		
姫宮落川	袖ノ木橋下流(0.60km) ～上流端(10.69km)	10.09	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備		
備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(11.40km)	11.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり		
備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(7.82km)	7.82	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり		
青毛堀川	草橋下流(1.56km) ～上流端(11.24km)	9.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備		
倉松川	中川合流点(0.00km) ～国道16号(1.20km)	1.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり		
	久太郎橋下流(2.25km) ～久太郎橋上流(2.30km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	倉松橋下流(2.80km) ～委崎橋上流(3.40km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	廣正橋(5.40km) ～水管橋上流(6.95km)	1.55	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	大島新田調節池越流堤下流(7.45km) ～留八橋上流(7.70km)	0.25	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	長八橋下流(8.56km) ～金剛田橋上流(9.00km)	0.44	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	天神島橋(11.80km) ～上流端(13.80km)	2.00	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸			
	小計	6.09				
	牛の堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(7.40km)	7.40		築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり
	手子堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.40km)	6.40		築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
新槻堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.30km)	6.30	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など多自然川づくりを基本とした水辺づくり		
合計		321.06				

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと  
※状況の変化や現況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない箇所と内容においても施行することがある



3. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理については、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や頻度、概ね5年間に実施する具体的な維持管理対策等を記した「河川維持管理計画」を別途定める。

河川維持管理計画に基づき、災害の発生防止または軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全などの観点から、河川本来の機能が十分に発揮されるよう各河川において適切な維持管理を行う。

また、川づくりにおいては、関係機関や地域住民とともに、流域の流出抑制対策、水質浄化、親水性の確保を進めていく。

3. 2. 1 洪水による被害発生の防止または軽減

①河川管理施設の安全性の維持

堤防、護岸及び樋管などの河川管理施設がその機能を常に発揮し得るように巡視や点検を行い、異常や変状、損傷の早期発見、状態の把握に努めるとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理し必要な対策を行う。

河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況、河道浸食、河床低下の状況については、経年的な変状を捉えることが重要であることから、日常的な河川巡視や点検のほか、定期縦横断面測量や航空測量等のデータを活用し、変状の経過を確認しながら効果的な対策を検討し、河道面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行う。

洪水の流下の阻害や河川管理施設に悪影響を及ぼす恐れのある草木については、除去等の管理を適切に行い、土砂やゴミの堆積が著しく洪水の流下の阻害となる場合、浚渫を行う。

また、維持管理上においても、多自然川づくりを基本として、河川を生息・生育・繁殖の場としている動植物に対して、良好な環境が保持できるように配慮していく。

こうした場合、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響に配慮した作業に努めるとともに、良好な環境が保持できるように配慮していく。

さらに、水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の機能を適切に維持し洪水の際、

3. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理については、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や頻度、概ね5年間に実施する具体的な維持管理対策等を記した「河川維持管理計画」を別途定める。

河川維持管理計画に基づき、災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全などの観点から、河川本来の機能が十分に発揮されるよう各河川において適切な維持管理を行う。

また、川づくりにおいては、関係機関や地域住民とともに、流域の流出抑制対策、水質浄化、親水性の確保を進めていく。

3. 2. 1 洪水の被害発生の防止又は軽減

①河川管理施設の安全性の維持

堤防、護岸及び樋管などの河川管理施設がその機能を常に発揮し得るように巡視や点検を行い、異常や変状、損傷の早期発見、状態の把握に努めるとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理し必要な対策を行う。

河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況、河道浸食、河床低下の状況については、経年的な変状を捉えることが重要であることから、日常的な河川巡視や点検のほか、定期縦横断面測量や航空測量等のデータを活用し、変状の経過を確認しながら効果的な対策を検討し、河道面の維持や河道の安定性を確保するための必要な対策を行う。

洪水の流下の阻害や河川管理施設に悪影響を及ぼす恐れのある草木については、除去等の管理を適切に行い、土砂やゴミの堆積が著しく洪水の流下の阻害となる場合、浚渫を行う。

また、維持管理上においても、多自然川づくりを基本とし、**動植物の生息・生育・繁殖の場となるよう、環境の保全・創出が図られ、良好な環境が保持されるよう努める。**

こうした場合、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響に配慮した作業に努めるとともに、良好な環境が保持できるように配慮していく。

さらに、水門、樋門・樋管、堰、排水機場等の機能を適切に維持し、洪水の際、

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

①河川の適正な利用

河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水などの利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。また、河川流量の安定を図るため、関係機関との連携を図っていく。

②流水の正常な機能の維持

健全な水循環系の構築のため、関係機関や地域住民と連携、協力して、流域の保水・遊水機能の向上を図る。

3.2.3 河川環境の保全

①水質の保全及び改善

水質については、依然として環境基準値を上回っている河川もあることから、多様な施策を実施するとともに、関係機関や地域住民と連携して改善を図る。

具体的には、水質汚濁の発生源対策として下水道などの整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、産業排水規制について関係機関と連携をとりながら推進していく。その他、生活雑排水による負荷を軽減するため、家庭での調理くずや廃食用油などの処理、洗剤の適正使用などについて、関係機関と連携して普及啓発及び支援を行っていく。

河川の水質は、水環境改善に向けた河川浄化事業や下水道事業などの取組みにより、長期間かけ、改善の成果が表れている。今後も下水道整備事業など環境の変化を捉えながら河川浄化施設の効率的な運用を継続するとともに、河川における底泥の堆積による水質悪化や悪臭防止のため、必要に応じて



水際部を残した草刈り  
(水際部には動物の生息環境を提供する機能がある)

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

①河川の適正な利用

河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水などの利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。また、河川流量の安定を図るため、関係機関との連携を図っていく。

②流水の正常な機能の維持

健全な水循環系の構築のため、関係機関や地域住民と連携、協力して、流域の保水・遊水機能の向上を図る。

3.2.3 河川環境の保全

①水質の保全及び改善

水質については、**全ての水域で環境基準を達成しているが、引き続き**、多様な施策を実施するとともに、関係機関や地域住民と連携して改善を図る。

具体的には、水質汚濁の発生源対策として下水道などの整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、産業排水規制について関係機関と連携をとりながら推進していく。その他、生活雑排水による負荷を軽減するため、家庭での調理くずや廃食用油などの処理、洗剤の適正使用などについて、関係機関と連携して普及啓発及び支援を行っていく。

河川の水質は、水環境改善に向けた河川浄化事業や下水道事業などの取組みにより、長期間かけ、改善の成果が表れている。今後も**河川環境**の変化を捉えながら河川浄化施設の効率的な運用を継続するとともに、河川における底泥の堆積による水質悪化や悪臭防止のため、必要に応じて底泥の浚渫を行



水際部を残した草刈り  
(水際部には動物の生息環境を提供する機能がある)

底泥の浚渫を行う。また、河川流量の減少が水質悪化の要因の一つにもなっていることから、他河川からの環境用水の導水について、関係機関などと引き続き連携を図っていく。

また、多孔質護岸や植生の回復などにより、水域の自然浄化機能を高めることが期待できるため、「多自然川づくり」を推進していく。

②自然環境や景観の保全

良好な河川環境及び自然生態系の保全に努め、河川ごとの地域特性を活かした適正な河川の自然環境の保全に努める。

埼玉県では、多くの動植物が存続の危機に瀕している現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、埼玉県生物多様性保全戦略を策定し、県民・企業・NPO・関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策を推進している。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。

また、生物多様性を改善する上での総合指標とされるコウノトリについて、その野生復帰が関東広域で取り組まれていることから、関係機関と連携し、必要となる事業の協力を努めていく。

う。また、河川流量の減少が水質悪化の要因の一つにもなっていることから、他河川からの環境用水の導水について、関係機関などと引き続き連携を図っていく。

また、多孔質護岸や植生の回復などにより、水域の自然浄化機能を高めることが期待できるため、多自然川づくりを推進していく。

②自然環境や景観の保全

良好な河川環境及び自然生態系の保全に努め、河川ごとの地域特性を生かした適正な河川の自然環境の保全に努める。

本県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「埼玉県生物多様性保全戦略」を踏まえ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて県が自ら取組を実施するとともに、市町村、企業、NPO等及び県民といった多様な主体と連携・協働し、それぞれの役割分担の中で取組を進める。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、さまざまな対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。

さらに、生態系ネットワークの広域的なつながりを示す指標種とされるコウノトリについて、その野生復帰が関東広域で取り組まれていることから、関係機関と連携し、必要となる事業の協力を努めていく。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

（県管理区間）

（変更）

附 図

令和3年7月

（当初 平成18年4月）

埼 玉 県

利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

（県管理区間）

（変更）

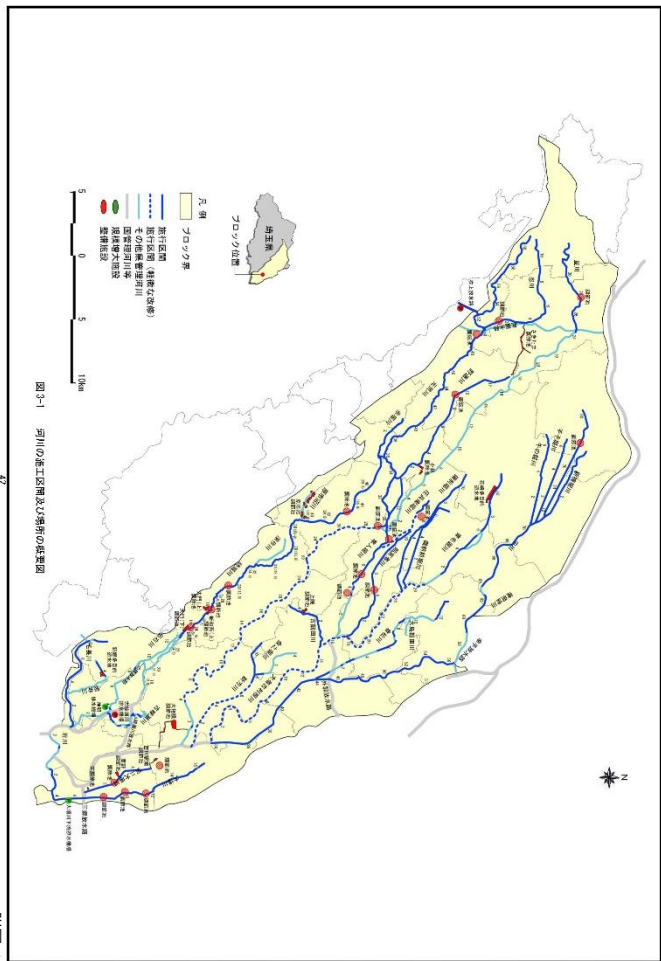
附 図

令和7年3月

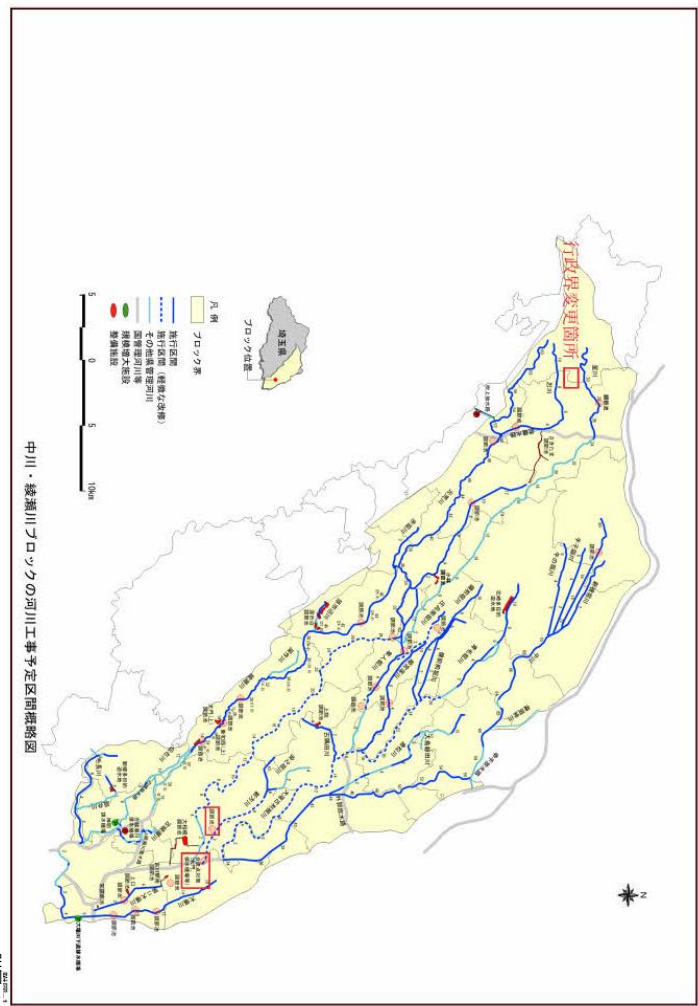
（当初 平成18年4月）

埼 玉 県

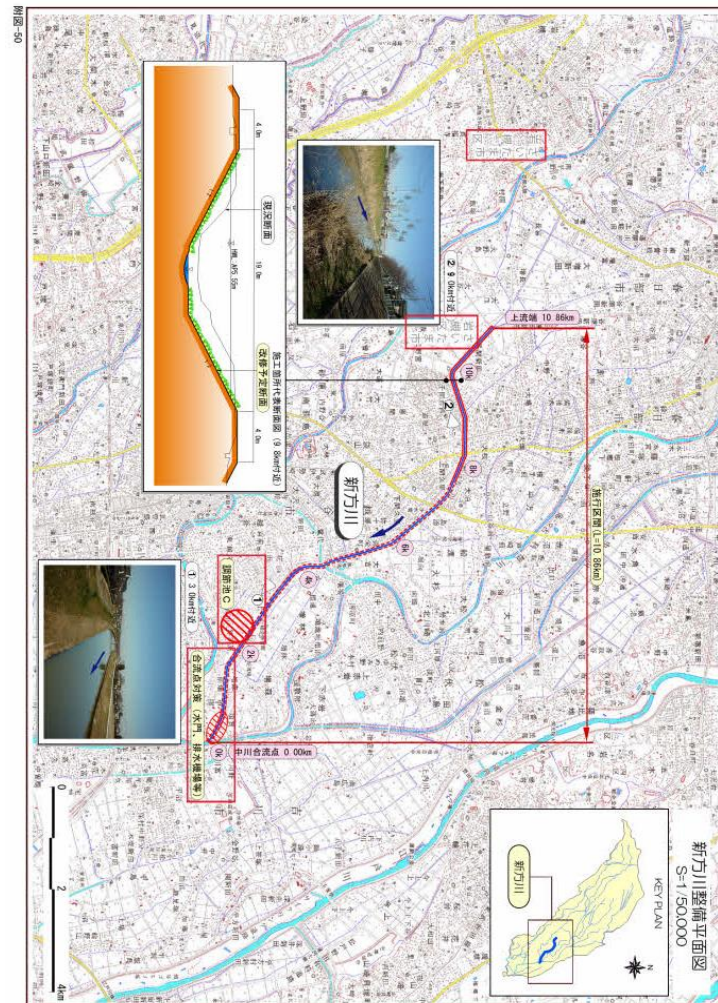
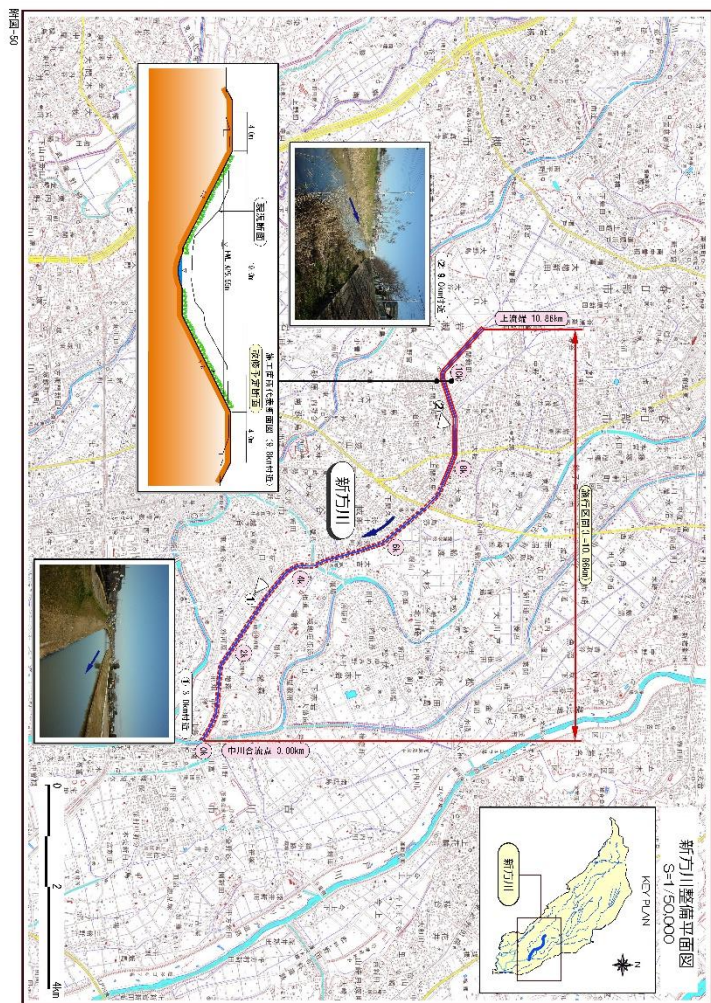
利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月



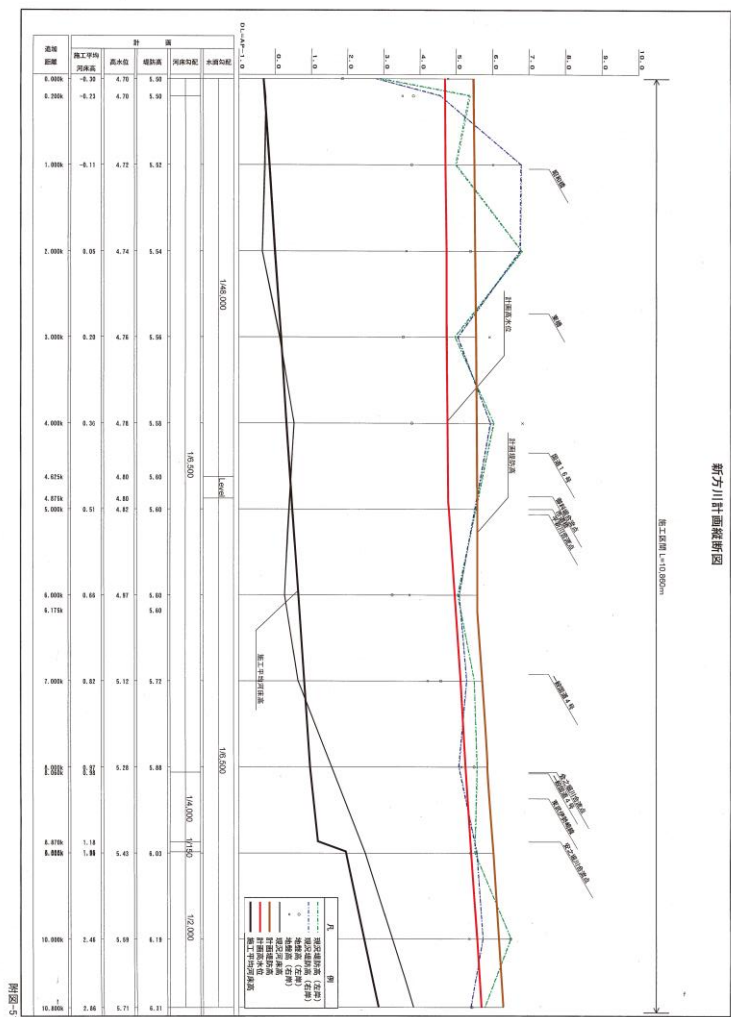
利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月







利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和3年7月



利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）令和7年3月

